

保険業法（平成七年法律第百五号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編 保険会社等</p> <p>第一章 通則（第二条 第八条の二）</p> <p>第二章 保険業を営む株式会社及び相互会社</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 相互会社</p> <p>第一款 第二款（略）</p> <p>第四款 機関</p> <p>第一目 第二目（略）</p> <p>第四目 <u>重要財産委員会（第五十一條の二）</u></p> <p>第五目 <u>委員会等設置相互会社（第五十二條の三 第五十三條の六）</u></p> <p>第六目 <u>監査役（第五十三條）</u></p> <p>第五款 第八款（略）</p> <p>第二節（略）</p> <p>第三章 第十一章（略）</p> <p>第二編 第五編（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この法律において「保険業」とは、不特定の者を相手方として、人の</p>	<p>目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編 保険会社等</p> <p>第一章 通則（第二条 第八条の二）</p> <p>第二章 保険業を営む株式会社及び相互会社</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 相互会社</p> <p>第一款 第二款（略）</p> <p>第四款 機関</p> <p>第一目 第二目（略）</p> <p>第四目 <u>監査役（第五十三條）</u></p> <p>第五款 第八款（略）</p> <p>第二節（略）</p> <p>第三章 第十一章（略）</p> <p>第二編 第五編（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この法律において「保険業」とは、不特定の者を相手方として、人の</p>

生死に關し一定額の保険金を支払つことを約し保険料を收受する保険 一定の偶然の事故によつて生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を收受する保険その他の保険で、第三條第四項各号又は第五項各号に掲げるものの引受けを行う事業（他の法律に特別の規定のあるものを除く。）をいう。

2 この法律において「保険会社」とは、第三條第一項の内閣総理大臣の免許を受けて保険業を行う者をいう。

3 この法律において「生命保険会社」とは、保険会社のうち第三條第四項の生命保険業免許を受けた者をいう。

4 この法律において「損害保険会社」とは、保険会社のうち第三條第五項の損害保険業免許を受けた者をいう。

5 22（略）

(免許申請手続)

第四條 前條第一項の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一・二（略）

三 取締役及び監査員役（株式会社の監査員等に関する商法の特別に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一条の二第二項（定義）に規定する委員会等設置会社）以下「委員会等設置会社」という。）及び第五十二條の三第一項に規定する委員会等設置相互会社（第八條、第二十八條及び第五十一條において「委員会等設置相互会社」という。）にあつては、取締役及び執行役の氏名

四・五（略）

2 4（略）

生死に關し一定額の保険金を支払つことを約し保険料を收受する保険 一定の偶然の事故によつて生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を收受する保険その他の保険で、次條第四項各号又は第五項各号に掲げるものの引受けを行う事業（他の法律に特別の規定のあるものを除く。）をいう。

2 この法律において「保険会社」とは、次條第一項の内閣総理大臣の免許を受けて保険業を行う者をいう。

3 この法律において「生命保険会社」とは、保険会社のうち次條第四項の生命保険業免許を受けた者をいう。

4 この法律において「損害保険会社」とは、保険会社のうち次條第五項の損害保険業免許を受けた者をいう。

5 22（略）

(免許申請手続)

第四條 前條第一項の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一・二（略）

三 取締役及び監査員役（株式会社の監査員等に関する商法の特別に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一条の二第二項（定義）に規定する委員会等設置会社）以下「委員会等設置会社」という。）にあつては、取締役及び執行役の氏名

四・五（略）

2 4（略）

(取締役等の兼職制限等)

第八条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合を除くほか、保険会社の常務に従事する取締役(委員会等設置会社及び委員会等設置相互会社(以下「委員会等設置会社」といふ。))にあつては、執行役)は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、他の会社の常務に従事してはならない。

3 (略)

(取締役等の適格性)

第八条の二 保険会社の常務に従事する取締役(委員会等設置会社等)にあつては、執行役)は、保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができ知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならぬ。

(創立総会)

第二十六条 (略)

2・3 (略)

4 商法第百八十条第三項(株主総会の規定の準用)、第百八十一条(現物出資の調査等)、第百八十二条(創立事項の報告)、第百八十三条第一項(取締役及び監査役の選任)、第百八十四条から第百八十六条まで(設立手続の調査、変態設立事項の変更並びに発起人に対する損害賠償請求)並びに第百八十七条第一項及び第二項(定款変更又は設立廃止の決議)の規定は、相互会社の創立総会について準用する。この場合において、同法第百八十条第三項中「第百二十二条第一項乃至第三項」とあるのは「第百二十二条第一項

(取締役の兼職制限等)

第八条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合を除くほか、保険会社の常務に従事する取締役(委員会等設置会社にあつては、執行役)は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、他の会社の常務に従事してはならない。

3 (略)

(取締役等の適格性)

第八条の二 保険会社の常務に従事する取締役(委員会等設置会社)にあつては、執行役)は、保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができ知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならぬ。

(創立総会)

第二十六条 (略)

2・3 (略)

4 商法第百八十条第三項(株主総会の規定の準用)、第百八十一条(現物出資の調査等)、第百八十二条(創立事項の報告)、第百八十三条第一項(取締役及び監査役の選任)、第百八十四条から第百八十六条まで(設立手続の調査、変態設立事項の変更並びに発起人に対する損害賠償請求)並びに第百八十七条第一項及び第二項(定款変更又は設立廃止の決議)の規定は、相互会社の創立総会について準用する。この場合において、同法第百八十条第三項中「乃至第百二十九条ノ四、第百四十一条第一項」とあるのは、「第一



三の二 取締役が社外取締役（その会社の業務を執行しない取締役であつて過去にその会社又は子会社の業務を執行する取締役、執行役又は支配人その他の使用人となつたことがなく、かつ、現に子会社の業務を執行する取締役若しくは執行役又はその会社若しくは子会社の支配人その他の使用人でないものをいう。）であるときは、その旨

四〇七（略）

3（略）

（設立の登記の申請）

第二十八条 前条の登記の申請書には、第六十五条において準用する商業登記法第十八条（申請書の添付書面）及び第七十九条（株式会社）の添付書面の通則）に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一〇六（略）

七 取締役、代表取締役及び監査役（委員会等設置相互会社にあつては、取締役、第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の第四項に規定する委員会を組織する取締役、執行役及び代表執行役）が就任を承諾したことを証する書面

八（略）

（商法等の準用）

第四十一条 商法第二百二十条ノ十（株主総会の権限）、第二百二十一条（招集の決定）、第二百二十一系第一項本文、第二項及び第三項（招集の通知）、第二百二十二条（招集地）、第二百二十四系第一項（定時総会の招集）、第二

三の二 取締役が社外取締役（その会社の業務を執行しない取締役であつて過去にその会社又は子会社の業務を執行する取締役、執行役又は支配人その他の使用人となつたことがなく、かつ、現に子会社の業務を執行する取締役若しくは執行役又はその会社若しくは子会社の支配人その他の使用人でないものをいう。）であるときは、その旨

四〇七（略）

3（略）

（設立の登記の申請）

第二十八条 前条の登記の申請書には、第六十五条において準用する商業登記法第十八条（申請書の添付書面）並びに第七十九条第一項、第二項及び第四項（株式会社）の添付書面の通則）に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一〇六（略）

七 取締役、代表取締役及び監査役が就任を承諾したことを証する書面

八（略）

（商法等の準用）

第四十一条 商法第二百二十条ノ十（株主総会の権限）、第二百二十一条（招集の決定）、第二百二十二系第一項本文、第二項及び第三項（招集の通知）、第二百二十三系（招集地）、第二百二十四系第一項（定時総会の招集）、第二

百二十五条（臨時総会の招集）、第二百二十六条（招集手続の省略）、第二百二十七条ノ二から第二百二十九条ノ二まで（取締役及び監査役の説明義務議長、検査役の選任並びに決議の方法及び株主の議決権行使等）、第二百四十二条（延期及び続行の決議）、第二百四十四条（議事録）、第二百四十五条（第一項第一号を除く。）（営業の譲渡及び譲受け）並びに第二百四十六条から第二百五十二条まで（事後設立、決議取消しの訴え、決議不存在及び無効確認の訴え並びに株主総会の決議の省略）の規定は社員総会について、商法特例法第二十一条の二から第二十一条の四まで（株主総会の招集の通知に際しての参考書類の交付等、書面による議決権の行使及び商法の適用除外）の規定は社員の数千人以上の相互会社の社員総会について、それぞれ準用する。この場合において、商法第二百二十九条第一項中「総株主ノ議決権ノ過半数ヲ有スル株主」とあるのは「総社員ノ半数以上」と、同法第二百四十四条第六項中「前項ニ掲グルモノニ、同条第七項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲グルモノ（子会社方有限会社ナルトキハ有限会社法第四十一条ニ於テ準用スル同項ニ掲グルモノ）」とあるのは「前項ニ掲グルモノ」と、同法第二百四十五条第一項中「第三百四十二条ニ定ムル決議」とあるのは「保険業法第六十二条第二項ニ定ムル社員総会ノ決議」と、「他ノ会社ノ営業」とあるのは「他ノ相互会社又ハ会社ノ事業又ハ営業」と、同法第二百四十六条第一項中「資本」とあるのは「基金（保険業法第五十六条ノ基金償却積立金ヲ含ム）ノ総額」と、同法第二百五十二条第一項中「電磁的記録」は、第二百六十二条第七項ノ規定ハ子会社ノ前項（有限会社法第四十一条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ規定スル書面又ハ電磁的記録」とあるのは「電磁的記録」と、商法特例法第二十一条の二第一項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同条第二項中「商法」とあるのは「保険業法第四十一条において準用する商法」と、商法特例法第二十一条の三第五項中「法務省令」とあるのは「内閣

百二十五条（臨時総会の招集）、第二百二十六条（招集手続の省略）、第二百二十七条ノ二から第二百二十九条ノ二まで（取締役及び監査役の説明義務議長、検査役の選任並びに決議の方法及び株主の議決権行使等）、第二百四十二条（延期及び続行の決議）、第二百四十四条（議事録）、第二百四十五条（第一項第一号を除く。）（営業の譲渡及び譲受け）並びに第二百四十六条から第二百五十二条まで（事後設立、決議取消しの訴え、決議不存在及び無効確認の訴え並びに株主総会の決議の省略）の規定は社員総会について、商法特例法第二十一条の二から第二十一条の四まで（株主総会の招集の通知に際しての参考書類の交付等、書面による議決権の行使及び商法の適用除外）の規定は社員の数千人以上の相互会社の社員総会について、それぞれ準用する。この場合において、商法第二百二十九条第一項中「総株主ノ議決権ノ過半数ヲ有スル株主」とあるのは「総社員ノ半数以上」と、同法第二百四十四条第六項中「前項ニ掲グルモノニ、同条第六項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲グルモノ（子会社方有限会社ナルトキハ有限会社法第四十一条ニ於テ準用スル同項ニ掲グルモノ）」とあるのは「前項ニ掲グルモノ」と、同法第二百四十五条第一項中「第三百四十二条ニ定ムル決議」とあるのは「保険業法第六十二条第二項ニ定ムル社員総会ノ決議」と、「他ノ会社ノ営業」とあるのは「他ノ相互会社又ハ会社ノ事業又ハ営業」と、同法第二百四十六条第一項中「資本」とあるのは「基金（保険業法第五十六条ノ基金償却積立金ヲ含ム）ノ総額」と、同法第二百五十二条第一項中「電磁的記録」は、第二百六十二条第七項ノ規定ハ子会社ノ前項（有限会社法第四十一条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ規定スル書面又ハ電磁的記録」とあるのは「電磁的記録」と、商法特例法第二十一条の二第一項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同条第二項中「商法」とあるのは「保険業法第四十一条において準用する商法」と、商法特例法第二十一条の三第五項中「法務省令」とあるのは「内閣

府令」と、同条第六項及び第二十一条の四中「商法」とあるのは、「保険業法第四十一条において準用する商法」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(商法の準用)

第四十九条 商法第二百十條ノ十(株主總會の権限)、第二百一十條(招集の決定)、第二百一十條第一項本文、第二項及び第三項(招集の通知)、第二百二十二條(招集地)、第二百二十四條第一項(定時總會の招集)、第二百二十五條(臨時總會の招集)、第二百二十六條(招集手続の省略)、第二百二十七條ノ二から第二百二十八條まで(取締役及び監査役の説明義務、議長並びに検査役の選任)、第二百二十九條ノ一第一項及び第四項から第八項まで(書面による議決権の行使)、第二百二十九條ノ二第一項及び第三項から第七項まで(電磁的方法による議決権の行使)、第二百四十二條(延期及び続行の決議)、第二百四十四條(議事録)、第二百四十五條(第一項第一号を除く。)(営業の譲渡及び譲受け)並びに第二百四十六條から第二百五十一條まで(事後設立、決議取消しの訴え並びに決議不存在及び無効確認の訴え)の規定は、相互会社の総代会について準用する。この場合において、同法第二百二十七條ノ二第一項中「株主共同」とあるのは、「社員共同」と、同法第二百二十九條ノ二第四項中「第一項ノ会社」とあるのは、「第一項ノ定ヲ為シタル会社」と、同条第八項中「前条第六項及第七項第一号」とあるのは、「保険業法第四十四條第四項ニ於テ準用スル前条第六項及第七項第一号」と、同法第二百二十九條ノ二第七項中「第二百二十九條第六項及第七項第一号」とあるのは、「保険業法第四十四條第四項ニ於テ準用スル第二百二十九條第六項及第七項第一号」と、同法第二百四十四條第六項中「前項ニ掲グルモノニ」と、同条第七項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲グルモノ(子会社力有限会社ナルトキ

府令」と、同条第六項及び第二十一条の四中「商法」とあるのは、「保険業法第四十一条において準用する商法」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(商法の準用)

第四十九条 商法第二百十條ノ十(株主總會の権限)、第二百一十條(招集の決定)、第二百一十條第一項本文、第二項及び第三項(招集の通知)、第二百二十二條(招集地)、第二百二十四條第一項(定時總會の招集)、第二百二十五條(臨時總會の招集)、第二百二十六條(招集手続の省略)、第二百二十七條ノ二から第二百二十八條まで(取締役及び監査役の説明義務、議長並びに検査役の選任)、第二百二十九條ノ一第一項及び第四項から第八項まで(書面による議決権の行使)、第二百二十九條ノ二第一項及び第三項から第七項まで(電磁的方法による議決権の行使)、第二百四十二條(延期及び続行の決議)、第二百四十四條(議事録)、第二百四十五條(第一項第一号を除く。)(営業の譲渡及び譲受け)並びに第二百四十六條から第二百五十一條まで(事後設立、決議取消しの訴え並びに決議不存在及び無効確認の訴え)の規定は、相互会社の総代会について準用する。この場合において、同法第二百二十七條ノ二第一項中「株主共同」とあるのは、「社員共同」と、同法第二百二十九條ノ二第四項中「第一項ノ会社」とあるのは、「第一項ノ定ヲ為シタル会社」と、同条第八項中「前条第六項及第七項第一号」とあるのは、「保険業法第四十四條第四項ニ於テ準用スル前条第六項及第七項第一号」と、同法第二百二十九條ノ二第七項中「第二百二十九條第六項及第七項第一号」とあるのは、「保険業法第四十四條第四項ニ於テ準用スル第二百二十九條第六項及第七項第一号」と、同法第二百四十四條第六項中「前項ニ掲グルモノニ」と、同条第六項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲グルモノ(子会社力有限会社ナルトキ

八有限会社法第四十一条ニ於テ準用スル同項「掲グルモノ」とあるのは前項「掲グルモノ」と、同法第百四十五条第一項中「第三百四十二条ニ定ムル決議」とあるのは「総代会弁設ケラレタル場合」ニ於テ八保險業法第六十二条第一項ニ定ムル総代会ノ決議」と、「他ノ会社ノ営業」とあるのは「他ノ相互会社又八会社ノ事業又八営業」と、同法第百四十六条第一項中「資本」とあるのは「基金（保險業法第五十六条ノ基金償却積立金ヲ含ム）ノ総額」と、同法第百四十七条第一項中「於テ八株主」とあるのは「於テ八社員」と、同項第二号中「株主」とあるのは「総代」と、同法第百四十九条中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(定款等の備付け及び閲覧等)

第五十一条 取締役（委員会等設置相互会社にあつては、執行役）は、次の各号に掲げるもの（第四号の複本の作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を、当該各号に定める場所に備え置かなければならない。

一～四 略

2・3 略

#### 第四目 重信財産委員会

(重信財産委員会)

八有限会社法第四十一条ニ於テ準用スル同項「掲グルモノ」とあるのは前項「掲グルモノ」と、同法第百四十五条第一項中「第三百四十二条ニ定ムル決議」とあるのは「総代会弁設ケラレタル場合」ニ於テ八保險業法第六十二条第一項ニ定ムル総代会ノ決議」と、「他ノ会社ノ営業」とあるのは「他ノ相互会社又八会社ノ事業又八営業」と、同法第百四十六条第一項中「資本」とあるのは「基金（保險業法第五十六条ノ基金償却積立金ヲ含ム）ノ総額」と、同法第百四十七条第一項中「於テ八株主」とあるのは「於テ八社員」と、同項第二号中「株主」とあるのは「総代」と、同法第百四十九条中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(定款等の備付け及び閲覧等)

第五十一条 取締役は、次の各号に掲げるもの（第四号の複本の作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を、当該各号に定める場所に備え置かなければならない。

一～四 略

2・3 略

#### (新設)

第五十二条の二 次に掲げる要件を満たす相互会社は、取締役会の決議により、重要財産委員会を置くことができる。

(新設)

一 取締役の数が十人以上であること。

二 取締役のうち一人以上が社外取締役であること。

2 商法特例法第一条の三第三項から第五項まで(重要財産委員会の設置等)第二条の四(重要財産委員会の運営)及び第一条の五(重要財産委員会の登記)の規定は、相互会社の重要財産委員会について準用する。この場合において、商法特例法第一条の三第五項中「商法」とあるのは、「保険業法第五十一条第一項において準用する商法」と、商法特例法第一条の四第一項第一号中「商法第二十三条ノ一項」とあるのは、「保険業法第五十一条第一項」と、「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と、同条第二項中「商法」とあるのは、「保険業法第五十一条第一項において準用する商法」と、商法特例法第一条の五第一項中「商法」とあるのは、「保険業法第二十七条第三項において準用する商法」と読み替えるものとする。

第五目 委員会等設置相互会社

(新設)

(委員会等設置相互会社)

(新設)

第五十二条の三 この章及び第八章において「委員会等設置相互会社」とは、「この目」に規定する特例の適用を受ける旨の定款の定めがある相互会社をいう。

2 商法特例法第二十一条の五から第二十一条の三十五まで(第二十一条の七第二項第八号及び第十六号から第二十一号まで、第二十一条の十二第四項、第二十一条の十八第一項第三号及び第四号、第二十一条の二十四、第二十一条の二十六第五項、第二十一条の三十一第一項並びに第二十一条の三十一第

六項を除く。( ) 委員会等設置会社( ) の規定は、委員会等設置相互会社について準用する。この場合において、次項において特別の定めがある場合を除き、これらの商法特例法の規定中、「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と、「利益」とあるのは、「剰余金」と、「営業報告書」とあるのは、「事業報告書」と、「株主総会」とあるのは、「社員総会(総代会を設けているときは、総代会)」と、「定時総会」とあるのは、「定時社員総会(総代会を設けているときは、定時総代会)」と読み替えるものとする。

3 前項前段の規定により商法特例法を準用する場合において、商法特例法第二十一条の六第二項中「この法律に基づく命令」とあるのは、保険業法又は同法に基づく命令(同法において準用するこの法律の規定を含む。 ) と、商法特例法第二十一条の七第二項第九号及び第十一号中「商法」とあるのは、「保険業法第四十一条又は第四十九条において準用する商法」と、同項第十一号中「商法第二百四十五条第一項各号」とあるのは、「保険業法第四十一条又は第四十九条において準用する商法第二百四十五条第一項各号(第一号を除く。 ) 」と、「決定」とあるのは、「決定」と、同項第十三号、第十四号及び第十五号中「商法」とあり、並びに同項第十四号中「同法」とあるのは、「保険業法第五十一条第二項において準用する商法」と、同項第二十二号中「決定(その委員会等設置会社において商法第四百八条第一項の株主総会の承認を得ないで合併を行う場合を除く。 ) 」とあるのは、「決定」と、商法特例法第二十一条の八第二項中「この法律」とあるのは、「保険業法(同法において準用するこの法律の規定を含む。 ) 」と、同条第四項中「社外取締役」とあるのは、「社外取締役(保険業法第二十七条第二項第二号の二に規定する社外取締役をいふ。以下同じ。 ) 」と、同条第七項中「子会社」とあるのは、「子会社(保険業法第五十一条第二項において準用する商法第一百六

十条ノ四第七項に規定する子会社をいう。以下同じ。）」と、「連結子会社」とあるのは、「連結子会社（保険業法第五十九条第一項において準用する第一條の二第四項に規定する連結子会社をいう。以下同じ。）」と、「商法特例法第二十一条の九第二項及び第八項中「商法」とあるのは「保険業法第五十一条第二項において準用する商法」と、同法第五項第二号中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（保険業法第五十二条第一項の電磁的記録をいう。以下同じ。）」と、商法特例法第二十一条の十第七項中「商法」とあるのは「保険業法第五十二条第一項において準用する商法」と、商法特例法第二十一条の十二第二項中「商法第百八十八条」とあるのは「保険業法第二十七条」と、商法特例法第二十一条の十四第六項中「商法」とあるのは「保険業法第四十一条又は第四十九条において準用する商法」と、「第二百五十二条」とあるのは「及び第二百五十二条」と、「第二百八十条ノ十五第一項、第二百六十二条第一項、第二百七十一条第一項、第二百七十四条ノ二第一項、第二百七十四條ノ二十八第一項、第三百八十条第一項」とあるのは「保険業法第六十条第四項において準用する商法第「百八十条ノ十五第一項」と、「第四百十五條第一項及び第四百「十八條第一項」とあるのは「保険業法第七十三條第一項において準用する商法第「四百十五條第一項並びに保險業法第百八十二條第一項において準用する商法第「四百「十八條第一項」と、同法第七項第三号中「商法」とあるのは「保險業法第四十一条又は第四十九條において準用する商法」と、同項第五号中「商法」とあるのは「保險業法第五十一条第一項において準用する商法」と、商法特例法第二十一条の十七第二項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第四項中「商法第「百六十六條第七項から第十八項まで」とあるのは「保險業法第五十一条第二項において準用する商法第「百六十六條第七項から第十八項まで（第七項第三号、第十項後段及び第十一項を除く。）」と、同法第五項中「商法第「百六十六條第十九項

とあるのは、「保険業法第五十一条第一項において準用する商法第二百六十六条第十九項(第三号を除く。)」と、「同法」とあるのは、「保険業法第五十一条第一項において準用する商法」と、「同条第六項中「商法第二百六十六条第七項から第十七項まで」とあるのは、「保険業法第五十一条第一項において準用する商法第二百六十六条第七項から第十七項まで(第七項第三号、第十項後段及び第十一項を除く。)」と、「商法特例法第二十一条の十八第一項中「商法第二百九十条第一項」とあるのは、「保険業法第五十五条第一項又は第二項と「利益の配当」とあるのは、「基金利息の支払又は基金の償却若しくは剰余金の分配」と、「同項第一号中「取締役会において」とあるのは、「社員総会(総代会を設けているときは、総代会)において」と、「配当がされた」とあるのは、「支払又は償却若しくは分配がされた」と、「同項第三号中「配当をした」とあるのは、「支払又は償却若しくは分配をした」と、「配当の額」とあるのは、「支払又は償却若しくは分配の額」と、「商法特例法第二十一条の十九中「利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項に規定する金銭の分配(以下「配当等」といふ。)」とあるのは、「基金利息の支払又は基金の償却若しくは剰余金の分配」と、「同法第二百九十条第一項又は第二百九十二条ノ五第三項」とあるのは、「保険業法第五十五条第一項又は第二項」と、「株主」とあるのは、「基金の拠出者又は社員」と、「配当等」とあるのは、「支払又は償却若しくは分配」と、「商法特例法第二十一条の二十第一項中「商法」とあるのは、「保険業法第五十九条第一項において準用する商法」と、「商法特例法第二十一条の二十一第一項中「商法」とあり、及び「同法」とあるのは、「保険業法第五十一条第一項において準用する商法」と、「同条第二項中「総株主の議決権」とあるのは、「社員総会(総代会を設けているときは、総代の総数)」と、「商法特例法第二十一条の二十二第二項中「株式申込証の用紙、新株引受権証書、新株予約権申込証、社債申込証若しくは新株予約権付社債申込証」

とあるのは、「基金拠出申込証若しくは社債申込証」と、商法特例法第二十一条の二十五第一項中「商法」とあるのは、「保険業法第五十一条第一項において準用する商法」と、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」とあり、及び「同法」とあるのは、「保険業法第五十一条の三第二項ニ於テ準用スル株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」と、同条第一項中「商法」とあるのは、「保険業法第五十一条第二項において準用する商法」と、「同法第二百六十八条第五項」とあるのは、「保険業法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十八条第五項」と、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」とあるのは、「保険業法第五十一条の三第二項ニ於テ準用スル株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」と、「同法第二十一条の十八第二項」とあるのは、「保険業法第五十一条の三第二項ニ於テ準用スル株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」と、「同法第二十一条の十八第二項」とあるのは、「保険業法第五十一条の三第二項ニ於テ準用スル株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」と、商法特例法第二十一条の二十六第二項中「商法」とあるのは、「保険業法第二十一条第一項において準用する商法」と、商法特例法第二十一条の二十七第二項中「商法」とあるのは、「保険業法第二十一条第一項において準用する商法」と、「電磁的方法」とあるのは、「電磁的方法（保険業法第四十八条第一項の電磁的方法をいう。以下同じ。）」と、商法特例法第二十一条の二十八第二項第一号中「第十三条第一項第一号」とあるのは、「保険業法第五十九条第一項において準用する第十三条第一項第一号」と、商法特例法第二十一条の二十九第二項第二号中「第十四条第二項第一号」とあるのは、「保険業法第五十九条第一項において準用する第十四条第二項第一号」と、商法特例法第二十一条の三十一第三項中「第十六条第一項から第四項まで」とあるのは、「保険業法第五十九条第一項において準用する第十六条第二項及び第三項」と、「商法」とあるのは、「保険業法第五十九条第一項において準用する商法」と、「承認を得（第一項前段の規定により当該承認を

得たものとみなされる場合を除く。）、又は第一項後段の報告をした」とあるのは「承認を得た」と、「第十六条第一項」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する第十六条第一項」と、同条第四項中「商法第百八十八条第一項第十号」とあるのは「保険業法第二十七条第一項第七号」と、「第一百八十二条第五項ノ取締役会ノ決議」とあるのは「第五十九条第一項において準用する商法特例法第十六条第三項の決議」と、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の三十一第二項ニ於テ準用スル同法第十六条第三項ノ取締役会ノ決議又ハ取締役会ノ委任ニ基ク当該決議ニ代フル執行役ノ決定」とあるのは「第五十二条の二第二項において準用する商法特例法第二十一条の三十一第二項において準用する商法特例法第十六条第三項の決議又は取締役会の委任に基づく当該決議に代わる執行役の決定」と、商法特例法第二十一条の三十一第一項中「連結計算書類」とあるのは「連結計算書類（保険業法第五十九条第一項において準用する第十九条の二第一項に規定する連結計算書類をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第五項中「同法第百八十二条第一項」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する商法第百八十二条第一項」と、商法特例法第二十一条の三十二第一項中「株式申込証の用紙、新株引受権証書及び新株予約権申込証又は新株予約権付社債申込証」とあるのは「基金拠出申込証又は入社申込証」と、「第一条の二第三項」とあるのは「保険業法第五十一条の三第一項」と、同条第一項中「商法第百七十五条第二項第十三号」とあるのは「保険業法第十五条第二項第五号の二」と、「取締役若八」とあるのは「取締役若しくは」と、「取締役若しくは」と、「取締役、執行役若八」とあるのは「取締役、執行役若しくは」と、「第百八十六条第十九項」とあるのは「第五十一条第二項において準用する同法第百八十六条第十九項」と、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の十七第五項二

於テ準用スル第二百六十六條第十九項」とあるのは「第五十一條の二第二項において準用する商法特例法第二十一條の十七第五項において準用する第五十一條第一項において準用する商法第二百六十六條第十九項」と、商法特例法第二十一條の三十四中「商法第百八十八條第一項第七号」とあるのは「保險業法第二十七條第一項第二号」と、「第七号ノ一から第九号まで」とあるのは「第二号の二から第五号まで」と、商法特例法第二十一條の三十五第一項中「第一條の二第二項」とあるのは「保險業法第五十一條の二第二項」と、同條第二項中「商法」とあるのは「保險業法第百八十二條第一項において準用する商法」と、同條第四項中「第十八條第一項」とあるのは「保險業法第五十九條第一項において準用する第十八條第一項」と読み替えるものとする。

4 第一項において準用する商法特例法第二十一條の二十六第一項（計算書類の作成等）の貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び附屬明細書並びに第一項において準用する商法特例法第二十一條の三十一第二項（定時総会における計算書類の取扱い等）の貸借対照表及び損益計算書の要旨に記載し、又は記録すべき事項及びその記載又は記録の方法は、内閣府令で定める。

（商法等の適用関係）

第五十二條の四 委員会等設置相互会社についてのこの節の規定において準用する商法の規定の適用については、同法第五十八條第一項第三号中「取締役」とあるのは「執行役」と、同法第百八十九條第一項中「発起人又八取締役」とあるのは「発起人 取締役又八執行役」と、同法第百二十八條中「監査役」とあるのは「保險業法第五十一條の三第二項」於テ準用スル株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一條の五第一項第二号「規定スル監査員委員会」と、同法第二百二十九條第六項及び第二百七十一條中

（新設）

- 2 | 「取締役」とあるのは「執行役」と、同法第百八十条ノ十二第一項中「取締役」とあるのは「取締役及其ノ基金ノ募集ノ手續又ハ其ノ変更ノ登記ノ手續ヲ為シタル執行役」と、同条第一項中「取締役」とあるのは「取締役又ハ同項ニ規定スル執行役」とする。
- 2 | 委員会等設置相互会社についての第五十九条第一項において準用する商法特例法の規定の適用については、商法特例法第六条の二第一項中「監査役会」とあるのは「監査委員会」と、同条第一項中「監査役会が選任した監査役」とあるのは「監査委員会が指名した監査委員」と、商法特例法第六条の四第一項及び第八条第一項中「監査役会」とあるのは「監査委員会」と、同条第一項中「監査役」とあるのは「監査委員会が指名した監査委員」とする。
- 3 | 前二項に定めるもののほか、委員会等設置相互会社についてのこの節の規定において準用する商法及び商法特例法の規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 4 | 委員会等設置相互会社については、第五十一条の二並びにこの節の規定において準用する商法特例法第三条第一項及び第三項（会計監査人の選任）、第五条の二第三項（会計監査人の任期）、第六条第三項（会計監査人の解任）、第十二条から第十四条まで（計算書類等の提出期限、会計監査人の監査報告書及び監査役会の監査報告書）、第十六条第一項から第三項まで（定時総会における貸借対照表及び損益計算書の取扱い等）並びに第十九条の二（連結計算書類）並びに商法第百五十六条（任期）、第百六十条（取締役会の権限）、第百六十一条（会社代表）、第百六十六条から第百六十六条ノ三まで（会社に対する責任、違法配当に關する取締役の求償権及び第三者に對する責任）、第百六十九条（報酬の決定）並びに第百八十一条第一項から第四項まで（計算書類等の作成及び監査）の規定は、適用しない。

(委員会等設置相互会社に該当しなくなる場合の経過措置)

第五十一条の五 委員会等設置相互会社が、第五十一条の二第一項の定款の定めを廃止する旨の定款の変更をした場合においては、当該相互会社については、当該定款の変更時の属する事業年度に関する社員総会(総代会を設けているときは、総代会)の終結の時までは、第五十一条の二第二項から第四項まで及び第五十一条の四の規定を適用する。

(新たに委員会等設置相互会社となる場合の経過措置)

第五十一条の六 相互会社(委員会等設置相互会社を除く。)が定款を変更して第五十一条の二第一項の定款の定めを設けた場合においては、当該相互会社については、当該定款の変更時の属する事業年度に関する社員総会(総代会を設けているときは、総代会)の終結の時までは、第五十一条の二第二項から第四項まで及び第五十一条の四の規定は、適用しない。

第六目 監査役

(監査役)

第五十二条 (略)

2 商法第二百五十四条第三項(会社との関係)、第二百五十四条ノ二(欠格事由)、第二百五十六条ノ二(選任決議の定足数)、第二百五十七条(解任)、第三百五十八条(欠員の場合の処置)、第一百六十六条第五項、同条第十八項の規定により読み替えて適用する同条第七項(第二号を除く)、同条第八項、第十項前段、同条第十八項の規定により読み替えて適用する同条第十二項及び同条第十四項から第十六項まで(会社に対する責任の免除)、第二百

(新設)

(新設)

第四目 監査役

(監査役)

第五十二条 (略)

2 商法第二百五十四条第三項(会社との関係)、第二百五十四条ノ二(欠格事由)、第二百五十六条ノ二(選任決議の定足数)、第二百五十七条(解任)、第三百五十八条(欠員の場合の処置)、第一百六十六条第五項、同条第十八項の規定により読み替えて適用する同条第七項(第二号を除く)、同条第八項、第十項前段、同条第十八項の規定により読み替えて適用する同条第十二項及び同条第十四項から第十六項まで(会社に対する責任の免除)、第二百

六十六条ノ二第一項(第三者に対する責任)、第二百六十七条、第二百六十八条第一項から第七項まで、第二百六十八条ノ二及び第二百六十八条ノ三(取締役の責任を追及する訴え)及び第二百七十二条から第二百七十九条ノ一まで(監査役)の規定は、相互会社の監査員について準用する。この場合において、同法第二百五十四条ノ二第二号中「本法」とあるのは「保険業法本法」と、同法第二百五十六条ノ二中「二付テ八總會」とあるのは「ヲ社員總會ニ於テ行フ場合ニ於テ八」と、「株主ノ有スベキ議決権」とあるのは「社員」と、「総株主ノ議決権」とあるのは「社員総数」と、同法第二百五十七条第一項中「株主總會」とあるのは「社員總會(総代会ヲ設ケタル場合ニ於テ八總代会以下本款及次款ニ於テ同シ)」と、同条第一項中「第二百四十二条」とあるのは「保険業法第六十二條第一項」と、同条第三項中「株主總會」とあるのは「社員總會」と、「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上有スル株主」とあるのは「社員総数ノ千分ノ三以上又八千名以上ノ社員ニシテ六月前ヨリ引続キ社員テアル者又八九名以上ノ総代」と、同法第二百六十六條中「株主總會」とあるのは「社員總會」と、同条第五項中「総株主」とあるのは「社員」と、同条第七項中「第二百四十二條」とあるのは「保険業法第六十二條第一項」と、同項第一号中「次号及第二号」とあるのは「次号」と、同条第十二項中「第七項第一号及第二号」とあるのは「第七項第一号」と、同条第十五項中「総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上有スル株主」とあるのは「社員総数ノ千分ノ三以上ノ社員」と、同条第十六項中「第十項及第十一項」とあるのは「第十項」と、同法第二百六十七條第一項中「六月前ヨリ引続キ株式有スル株主」とあるのは「六月前ヨリ引続キ社員テアル者」と、同法第二百七十二條第一項中「定時總會」とあるのは「定時社員總會(総代会ヲ設

六十六条ノ二第一項(第三者に対する責任)、第二百六十七条、第二百六十八条第一項から第七項まで、第二百六十八条ノ二及び第二百六十八条ノ三(取締役の責任を追及する訴え)及び第二百七十二条から第二百七十九条ノ一まで(監査役)並びに第二百八十条第一項(監査報告書の虚偽記載)の規定は、相互会社の監査員について準用する。この場合において、同法第二百五十四条ノ二第二号中「本法」とあるのは「保険業法本法」と、同法第二百五十六条ノ二中「二付テ八總會」とあるのは「ヲ社員總會ニ於テ行フ場合ニ於テ八」と、「株主ノ有スベキ議決権」とあるのは「社員」と、「総株主ノ議決権」とあるのは「社員総数」と、同法第二百五十七条第一項中「株主總會」とあるのは「社員總會(総代会ヲ設ケタル場合ニ於テ八總代会以下本款及次款ニ於テ同シ)」と、同条第三項中「第二百四十二條」とあるのは「保険業法第六十二條第一項」と、同条第五項中「株主總會」とあるのは「社員總會」と、「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上有スル株主」とあるのは「社員総数ノ千分ノ三以上又八千名以上ノ社員ニシテ六月前ヨリ引続キ社員テアル者(総代会ヲ設ケタル場合ニ於テ八社員総数ノ千分ノ三以上又八千名以上ノ社員ニシテ六月前ヨリ引続キ社員テアル者又八九名以上ノ総代)」と、同法第二百六十六條中「株主總會」とあるのは「社員總會」と、同条第五項中「総株主」とあるのは「社員」と、同条第七項中「第二百四十二條」とあるのは「保険業法第六十二條第一項」と、同項第一号中「次号及第二号」とあるのは「次号」と、同条第十二項中「第七項第一号及第二号」とあるのは「第七項第一号」と、同条第十五項中「総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上有スル株主」とあるのは「社員総数ノ千分ノ三以上ノ社員」と、同条第十六項中「第十項及第十一項」とあるのは「第十項」と、同法第二百六十七條第一項中「六月前ヨリ引続キ株式有スル株主」とあるのは「六月前ヨリ引続キ社員テアル者」と、同法第二百七十二條第一項中「定時總會」と

ケタル場合ニ於テ八定時総代会次項ニ於テ同シ」と、同条第一項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第二百七十四条ノ第二項中「親会社ノ監査役」とあるのは「監査役」と、「子会社」とあるのは「子会社（保険業法第五十一条第二項ニ於テ準用スル第二百六十条ノ四第七項ニ規定スル子会社ヲ謂フ以下本款ニ於テ同シ）」と、同法第二百七十五条ノ第二項中「株主総会」とあり、並びに同条第一項中「総会」とあるのは「社員総会」と読み替えるものとする。

(計算書類等)

第五十九条 第十二条の規定により読み替えて適用する商法第二百八十二条第二項（計算書類等の閲覧等）の規定並びに同法第二百八十一条第一項から第四項まで（計算書類等の作成及び監査）、第二百八十二条第一項（計算書類等の備置き）、第二百八十二条第一項から第三項まで（計算書類の報告及び承認）、第二百八十五条（財産評価に関する特則）及び第二百九十四条から第二百九十五条まで（会社の業務及び財産状況の検査、株主の権利の行使に関する利益の供与並びに会社の使用人の先取特権）並びに商法特例法第一条の二第一項及び第四項（定義）、第二条第一項（会計監査人の監査）、第三条第一項から第四項まで及び第六項（会計監査人の選任）、第四条から第十五条まで（会計監査人の資格、会計監査人の職務を行うべき社員の指名、会計監査人の任期、会計監査人の解任、会計監査人の選任等についての意見陳述、会計監査人の欠けた場合等の処置、会計監査人の権限等、監査役会に對する会計監査人の報告、会計監査人の損害賠償責任、会計監査人、取締役及び監査役の連帯責任、計算書類等の提出期限、会計監査人の監査報告書、監査役会の監査報告書並びに検査役の選任等）、第十六条第一項から第二項ま

とあるのは「定時社員総会（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テ八定時総代会次項ニ於テ同シ）」と、同条第二項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第二百七十四条ノ第二項中「親会社ノ監査役」とあるのは「監査役」と、「子会社」とあるのは「子会社（保険業法第五十一条第二項ニ於テ準用スル第二百六十条ノ四第七項ニ規定スル子会社ヲ謂フ以下本款ニ於テ同シ）」と、同法第二百七十五条ノ第二項中「株主総会」とあり、並びに同条第一項中「総会」とあるのは「社員総会」と読み替えるものとする。

(計算書類等)

第五十九条 第十二条の規定により読み替えて適用する商法第二百八十二条第二項（計算書類等の閲覧等）の規定並びに同法第二百八十一条第一項から第四項まで（計算書類等の作成及び監査）、第二百八十二条第一項（計算書類等の備置き）、第二百八十二条第一項から第三項まで（計算書類の報告及び承認）、第二百八十五条（財産評価に関する特則）及び第二百九十四条から第二百九十五条まで（会社の業務及び財産状況の検査、株主の権利の行使に関する利益の供与並びに会社の使用人の先取特権）並びに商法特例法第一条の二第一項（定義）、第二条第一項（会計監査人の監査）、第三条第一項から第四項まで及び第六項（会計監査人の選任）、第四条から第十五条まで（第四項第一項第二号並びに第七條第二項及び第五項については、連結子会社に関する部分を除く。）（会計監査人の資格、会計監査人の職務を行うべき社員の指名、会計監査人の任期、会計監査人の解任、会計監査人の選任等についての意見陳述、会計監査人の欠けた場合等の処置、会計監査人の権限等、監査役会に對する会計監査人の報告、会計監査人の損害賠償責任、会計監査人、取締役及び監査役の連帯責任、計算書類等の提出期限、会計監査人の監査報告

で(定時総会における貸借対照表及び損益計算書の取扱い等)、第十七条(定時総会における会計監査人の意見陳述)、第十八条第一項から第四項まで(監査役の員数等)、第十八条の二から第十八条の四まで(監査役会の組織等、監査役会の決議方法及び監査役の損害賠償責任)、第十九条第一項(商法の特例等)、第十九条の二(連結計算書類)並びに第十九条の三(監査役による連結子会社の調査等)の規定は、相互会社について準用する。この場合において、商法第百八十一条第一項中「営業報告書」とあるのは「事業報告書」と、「利益」とあるのは「剰余金」と、同法第百八十二条第一項並びに第百八十二条第一項及び第二項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会(総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ定時総代会)」と、同法第百八十五条中「財産ニ付テハ第三十四条ノ規定ニ拘ラズ」とあるのは「財産ニ付テハ」と、同法第百九十四条第一項中「総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」とあるのは「社員総数ノ千分ノ三以上又ハ三千名以上ノ社員ニシテ六月前ヨリ引続キ社員ナル者(総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ社員総数ノ千分ノ三以上若ハ三千名以上ノ社員ニシテ六月前ヨリ引続キ社員ナル者又ハ九名以上ノ総代)」と、同法第二項中「子会社」とあるのは「子会社(保険業法第五十一条第二項ニ於テ準用スル第百六十条ノ四第七項ニ規定スル子会社ヲ謂フ次条ニ於テ同シ)」と、同法第百九十四条ノ二第一項及び第二項中「株主」とあるのは「社員又ハ総代」と、同法第四項中「第二百六十七条」とあるのは「保険業法第五十一条第二項ニ於テ準用スル第百六十七条」と、商法特例法第一条の二第二項中「株式会社」とあるのは「相互会社」と、「資本の額」とあるのは「基金(保険業法第五十六條の基金償却積立金を含む)の総額」と、同法第四項中「株式会社」とあるのは「相互会社」と、「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、商法特例法第 二条第一項中「商法」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する商法」

告書、監査役会の監査報告書並びに検査役の選任等)、第十六条第一項から第三項まで(定時総会における貸借対照表及び損益計算書の取扱い等)、第十七条(定時総会における会計監査人の意見陳述)、第十八条第一項から第三項まで(監査役の員数等)、第十八条の二から第十八条の四まで(監査役会の組織等、監査役会の決議方法及び監査役の損害賠償責任)並びに第十九条第一項(商法の特例等)の規定は、相互会社について準用する。この場合において、商法第百八十一条第一項中「営業報告書」とあるのは「事業報告書」と、「利益」とあるのは「剰余金」と、同法第百八十二条第一項並びに第百八十二条第一項及び第二項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会(総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ定時総代会)」と、同法第百八十五条中「財産ニ付テハ第三十四条ノ規定ニ拘ラズ」とあるのは「財産ニ付テハ」と、同法第百九十四条第一項中「総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」とあるのは「社員総数ノ千分ノ三以上又ハ三千名以上ノ社員ニシテ六月前ヨリ引続キ社員ナル者(総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ社員総数ノ千分ノ三以上若ハ三千名以上ノ社員ニシテ六月前ヨリ引続キ社員ナル者又ハ九名以上ノ総代)」と、同法第二項中「子会社」とあるのは「子会社(保険業法第五十一条第二項ニ於テ準用スル第百六十条ノ四第七項ニ規定スル子会社ヲ謂フ次条ニ於テ同シ)」と、同法第百九十四条ノ二第一項及び第二項中「株主」とあるのは「社員又ハ総代」と、同法第四項中「第二百六十七条」とあるのは「保険業法第五十一条第二項ニ於テ準用スル第百六十七条」と、商法特例法第一条の二第二項中「株式会社」とあるのは「相互会社」と、「資本の額」とあるのは「基金(保険業法第五十六條の基金償却積立金を含む)の総額」と、商法特例法第 二条第一項中「商法」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する商法」と、商法特例法第 二条第一項中「株主総会」とあるのは「社員総会(総代会を設けているとき



する商法」と、商法特例法第十五条中、「商法第 三百二十八条 第三百八十二条（有限会社法）昭和十二年法律第七十四号」第四十二条ノ第二項において準用する場合を含む。）並びに」とあるのは、「保険業法第四十一条又は第四十九条において準用する商法第 二百二十八条並びに保険業法第五十九条第一項において準用する商法第 二百八十一条第一項並びに」と、商法特例法第十六条第一項中「同法」とあるのは、「保険業法第五十九条第一項において準用する商法」と、「定時総会」とあるのは、「定時社員総会」と、同条第一項中「商法」とあり、及び「同法」とあるのは、「保険業法第五十九条第一項において準用する商法」と、同条第二項中「商法第 百八十二条第一項」とあるのは、「保険業法第五十九条第一項において準用する商法第 百八十二条第一項」と、「同法第 百八十一条第一項第一号」とあるのは、「保険業法第五十九条第一項において準用する商法第 百八十一条第一項第一号」と、「同法第 百二十条第二項」とあるのは、「保険業法第四十八条第二項」と、「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と、商法特例法第十七条中「定時総会」とあるのは、「定時社員総会」と、商法特例法第十八条の三第二項中「商法」とあるのは、「保険業法第五十一条第一項において準用する商法」と、商法特例法第十八条の四第一項中「につき同法」とあるのは、「につき保険業法第五十二条第一項において準用する商法」と、「同法第 三百八十条第一項」とあるのは、「保険業法第五十二条第一項」と、「により同法」とあるのは、「により商法」と、同条第二項中「商法」とあるのは、「保険業法第五十一条第一項において準用する商法」と、商法特例法第十九条第一項中「商法」とあるのは、「保険業法第四十一条又は第四十九条において準用する商法」と、「第二百七十四条ノ二並びに」とあるのは、「保険業法第五十二条第一項において準用する商法第 二百七十四条ノ二並びに保険業法第 百八十三条第一項において準用する商法」と、商法特例法第十九条の二中「法務省令」とあるのは、「内

並びに」とあるのは、「保険業法第四十一条又は第四十九条において準用する商法第 三百二十八条並びに保険業法第五十九条第一項において準用する商法第 二百八十一条第一項及び第一項並びに」と、商法特例法第十六条第一項中「商法」とあり、及び「同法」とあるのは、「保険業法第五十九条第一項において準用する商法」と、「定時総会」とあるのは、「定時社員総会」と、同条第二項中「商法」とあり、及び「同法」とあるのは、「保険業法第五十九条第一項において準用する商法」と、同条第二項中「商法第 二百八十二条第一項」とあるのは、「保険業法第五十九条第一項において準用する商法第 二百八十二条第一項」と、「同法第 百八十一条第一号」とあるのは、「保険業法第五十九条第一項において準用する商法第 百八十一条第一号」と、「同法第 百二十条第二項」とあるのは、「保険業法第四十八条第二項」と、「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と、商法特例法第十七条中「定時総会」とあるのは、「定時社員総会」と、商法特例法第十八条の三第二項中「商法」とあるのは、「保険業法第五十一条第一項において準用する商法」と、商法特例法第十八条の四第一項中「につき同法」とあるのは、「につき保険業法第五十二条第一項において準用する商法」と、「同法第 二百八十条第一項」とあるのは、「保険業法第五十二条第一項」と、「により同法」とあるのは、「により商法」と、同条第二項中「商法」とあるのは、「保険業法第五十一条第一項において準用する商法」と、商法特例法第十九条第一項中「商法」とあるのは、「保険業法第四十一条又は第四十九条において準用する商法」と、「第二百七十四条ノ二並びに」とあるのは、「保険業法第五十二条第一項において準用する商法第 二百七十四条ノ二並びに保険業法第 百八十三条第一項において準用する商法」と、同条第二項中「商法」とあるのは、「保険業法第五十二条第一項において準用する商法」と、「第 百八十一条ノ一」とあるのは「並びに保険業法第五十九条第一項において準用する商法第 二百八十一条

閣府令」と同条第二項及び第四項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同条第五項中「商法」とあり、及び「同法」とあるのは「保険業法第五十九条第一項において準用する商法」と、商法特例法第十九条の二第一項中「商法」とあるのは「保険業法第五十二条第一項において準用する商法」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する商法第 二百八十一条第一項の貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び附属明細書並びに前項において準用する商法特例法第十六条第二項の貸借対照表及び損益計算書の要旨に記載し、又は記録すべき事項及びその記載又は記録の方法は、内閣府令で定める。

(基金の募集)

第六十条 (略)

2 前項の場合において、取締役(委員会等設置相互会社にあつては、執行役)は、次に掲げる事項を記載した基金拠出申込証の用紙を作成しなければならない。

一〜三 (略)

3 第二項の基金の募集による変更の登記の申請書には、第六十五条において準用する商業登記法第十八条(申請書の添付書面)及び第七十九条(株式会社の添付書面の通則)に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

4 (略)

(短期社債に係る特例)

第六十一条の二 相互会社(委員会等設置相互会社を除く)は、前条第一項

「」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する商法第 二百八十一条第一項の貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び附属明細書並びに前項において準用する商法特例法第十六条第二項の貸借対照表の要旨に記載し、又は記録すべき事項及びその記載又は記録の方法は、内閣府令で定める。

(基金の募集)

第六十条 (略)

2 前項の場合において、取締役は、次に掲げる事項を記載した基金拠出申込証の用紙を作成しなければならない。

一〜三 (略)

3 第一項の基金の募集による変更の登記の申請書には、第六十五条において準用する商業登記法第十八条(申請書の添付書面)並びに第七十九条第一項第一項及び第四項(株式会社の添付書面の通則)に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

4 (略)

(短期社債に係る特例)

第六十一条の二 相互会社は、前条第一項の規定にかかわらず、取締役会の決

の規定にかかわらず、取締役会の決議をもって、次に掲げる要件のすべてに該当する社債（以下この条において「短期社債」という。）の発行を、特定の取締役に委任するじがらむ。

一五（略）

二四（略）

（商業登記法の準用）

第六十五条 商業登記法第一条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第二十七条まで（登記簿等、登記手続の通則及び類似商号登記の禁止）、第二十一条、第二十三条、第二十五条から第四十一条まで（商号の登記）、第五十一条から第五十二条まで（支配人の登記）、第五十五条第一項（設立の登記）、第五十六条から第五十九条まで（支店所在地における登記及び本店移転の登記）、第七十九条（株式会社の添付書面の通則）、第八十条の二（重要財産委員会の登記）、第八十一条（取締役等の変更の登記）及び第七十条から第一百二十条まで（登記の更正及び抹消、電子情報処理組織による登記に関する特例並びに雑則）の規定は、相互会社に関する登記について準用する。この場合において、同法第二十七条中「商号」とあるのは、「商号又は名称」と、「営業」とあるのは、「営業又は事業」と、同法第三十一条第一項、第三十二条第一項、第二十七条第一項及び第四十一条中「商法」とあるのは、「保険業法第二十一条第一項において準用する商法」と、同法第五十六條第三項中「商法第六十四条第一項」とあるのは、「保険業法第二十七条第一項」と、同法第七十九条第二項中「株主総会（ある種類の株主の総会を含む。以下同じ。）」とあるのは、「社員総会（総代会を設けているときは、総代会）」と、同法第二項中「商法」とあるのは、「保険業法第四十一条において準用する商法第一百五十二条第一項」と、同法第三項中「株式会社の監査員等に関する商

議をもって、次に掲げる要件のすべてに該当する社債（以下この条において「短期社債」という。）の発行を、特定の取締役に委任することができらる。

一五（略）

二四（略）

（商業登記法の準用）

第六十五条 商業登記法第一条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第二十七条まで（登記簿等、登記手続の通則及び類似商号登記の禁止）、第二十一条、第二十三条、第二十五条から第四十一条まで（商号の登記）、第五十一条から第五十二条まで（支配人の登記）、第五十五条第一項（設立の登記）、第五十六条から第五十九条まで（支店所在地における登記及び本店移転の登記）、第七十九条第一項、第二項及び第四項（株式会社の添付書面の通則）、第八十一条（取締役等の変更の登記）並びに第七十条から第一百二十条まで（登記の更正及び抹消、電子情報処理組織による登記に関する特例並びに雑則）の規定は、相互会社に関する登記について準用する。この場合において、同法第二十七条中「商号」とあるのは、「商号又は名称」と、「営業」とあるのは、「営業又は事業」と、同法第三十一条第一項、第三十二条第一項、第二十七条第一項及び第四十一条中「商法」とあるのは、「保険業法第二十一条第一項において準用する商法」と、同法第五十六條第二項中「商法第六十四条第一項」とあるのは、「保険業法第二十七条第一項」と、同法第七十九条第一項中「株主総会（ある種類の株主の総会を含む。以下同じ。）」とあるのは、「社員総会（総代会を設けているときは、総代会）」と、同法第二項中「商法」とあるのは、「保険業法第四十一条において準用する商法第一百五十二条第一項」と、同法第四項中「純資産又は負債」とあるのは、「純資産

法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」といふ。）第一条の第二項とあるのは「保険業法第五十一条の第二項」と「委員会等設置会社」とあるのは「委員会等設置相互会社」と「商法特例法第二十一条の第七項とあるのは「保険業法第五十一条の第二項において準用する株式会社の監査等」に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十一条の第七項（第八号及び第十六号から第二十一号までを除く。）」と同条第四項中「純資産又は負債」とあるのは「純資産」と同法第八十条の二中「商法特例法第一条の第二項とあるのは「保険業法第五十一条の第二項」と同法第八十一条第一項中「委員会等設置会社」とあるのは「委員会等設置相互会社」と読み替えるものとする。

（組織変更に係る書類の備置き等）

第六十九条の二 取締役（委員会等設置会社等）にあつては、執行役は、前条第一項の株主総会の会日の二週間前から組織変更の日後六月を経過する日まで、組織変更計画書その他の内閣府令で定める書類を各営業所に備え置かなければならない。

2・3 (略)

(削る)

(組織変更における基金の募集)

第七十七条 (略)

2 (略)

3 第二十二條第一項、第二項及び第四項の規定は、第一項の募集に係る基金

と、同法第八十一条第一項中「重要財産委員会又は監査役（委員会等設置会社）にあつては、取締役、委員会委員、執行役又は代表執行役」とあるのは「又は監査役」と読み替えるものとする。

（組織変更に係る書類の備置き等）

第六十九条の二 取締役は、前条第一項の株主総会の会日の二週間前から組織変更の日後六月を経過する日まで、組織変更計画書その他の内閣府令で定める書類を各営業所に備え置かなければならない。

2・3 (略)

4 株式会社が委員会等設置会社である場合における組織変更の日までの間の第一項の規定の適用については、同項中「取締役」とあるのは「執行役」と読み替へる。

(組織変更における基金の募集)

第七十七条 (略)

2 (略)

3 第二十二條第一項、第二項及び第四項の規定は、第一項の募集に係る基金

の抛出について準用する。この場合において、同条第四項において準用する商法第七十五条第四項中「第二十二條第一項第二号」とあるのは、「第七十七條第一項第二号」と、第二十二條第四項において準用する同法第八十九条第一項中「発起人又ハ取締役」とあるのは、「株式会社ノ取締役若ハ執行役員又ハ組織変更後ノ相互会社ノ取締役若ハ執行役員」と、第二十二條第四項において準用する同法第九十一条第一項及び第二項中「発起人及会社成立当時ノ取締役」とあるのは、「株式会社ノ取締役（委員会等設置会社ニ在リテ八組織変更ヲ為ス旨ノ議案ヲ取締役会ニ提出シタル執行役員ヲ含ム）及組織変更當時ノ相互会社ノ取締役」と読み替へるものとする。

4 (略)

(組織変更の公告等)

第八十一条 (略)

2 取締役（委員会等設置相互会社にあつては、執行役員）は、組織変更の日から六月間、第七十条第一項及び同条第二項において準用する第十七条第二項から第四項までに規定する手続の経過その他の組織変更に関する事項として内閣府令で定める事項を記載した書類を各事務所に備え置かなければならない。

3 (略)

(登記)

第八十二条 (略)

2 前項の規定による第二十七條第二項に定める登記の申請書には、第六十五条において準用する商業登記法第十八条、第十九条（申請書の添付書面）及び第七十九条（株式会社の添付書面の通則）に定める書類のほか、次に掲

の抛出について準用する。この場合において、同条第四項において準用する商法第七十五条第四項中「第二十二條第一項第二号」とあるのは、「第七十七條第一項第二号」と、第二十二條第四項において準用する同法第八十九条第一項中「発起人又ハ取締役」とあるのは、「株式会社ノ取締役若ハ執行役員又ハ組織変更後ノ相互会社ノ取締役」と、第二十二條第四項において準用する同法第九十一条第一項及び第二項中「発起人及会社成立当時ノ取締役」とあるのは、「株式会社ノ取締役（委員会等設置会社ニ在リテ八組織変更ヲ為ス旨ノ議案ヲ取締役会ニ提出シタル執行役員ヲ含ム）及組織変更當時ノ相互会社ノ取締役」と読み替へるものとする。

4 (略)

(組織変更の公告等)

第八十一条 (略)

2 取締役は、組織変更の日から六月間、第七十条第一項及び同条第二項において準用する第十七条第二項から第四項までに規定する手続の経過その他の組織変更に関する事項として内閣府令で定める事項を記載した書類を各事務所に備え置かなければならない。

3 (略)

(登記)

第八十二条 (略)

2 前項の規定による第二十七條第二項に定める登記の申請書には、第六十五条において準用する商業登記法第十八条、第十九条（申請書の添付書面）及び第七十九条（株式会社の添付書面の通則）に定める書類のほか、次に掲

げる書類を添付しなければならない。

一六 (略)

七 相互会社の取締役、代表取締役及び監査役(当該相互会社が委員会等設置相互会社であるときは、取締役、第五十一条の二第二項において準用する商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、執行役及び代表執行役)が就任を承諾したことを証する書面

八・九 (略)

3 (略)

(組織変更無効の訴え)

第八十四条 (略)

2 商法第八十八条(管轄裁判所)、第五百条第二項から第四項まで、第六百六条、第六百八条、第六百九条(合併無効の訴え)、第三百四十九条(担保の提供)及び第四百十五条第二項(提起権者)並びに非訟事件手続法第二百二十五条ノ六(設立無効の登記)及び第四百四十条(裁判の謄本の添付)の規定は前項の訴えについて、商法第二百八十条ノ十七第一項及び第二百八十条ノ十八第一項(新株発行の無効の訴え)の規定は第七十七条第一項の基金の募集をした場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百四十九条第一項及び第四百十五条第二項中「取締役」とあるのは、「取締役、執行役」と読み替えるものとする。

(組織変更に係る書類の備置き等)

第八十六条の二 取締役(委員会等設置会社等)にあつては、執行役)は、前条第一項の社員総会の会日の二週間前から組織変更の日後六月を経過する日まで、組織変更計画書その他の内閣府令で定める書類を各事務所に備え置か

げる書類を添付しなければならない。

一六 (略)

七 相互会社の取締役、代表取締役及び監査役が就任を承諾したことを証する書面

八・九 (略)

3 (略)

(組織変更無効の訴え)

第八十四条 (略)

2 商法第八十八条(管轄裁判所)、第五百条第二項から第四項まで、第六百六条、第六百八条、第六百九条(合併無効の訴え)、第三百四十九条(担保の提供)及び第四百十五条第二項(提起権者)並びに非訟事件手続法第二百二十五条ノ六(設立無効の登記)及び第四百四十条(裁判の謄本の添付)の規定は前項の訴えについて、商法第二百八十条ノ十七第一項及び第二百八十条ノ十八第一項(新株発行の無効の訴え)の規定は第七十七条第一項の基金の募集をした場合について、それぞれ準用する。

(組織変更に係る書類の備置き等)

第八十六条の二 取締役は、前条第一項の社員総会の会日の二週間前から組織変更の日後六月を経過する日まで、組織変更計画書その他の内閣府令で定める書類を各事務所に備え置かなければならない。

なげなければならない。

2 (略)

(削る)

(基金の償却)

第八十八条 相互会社は、償却を終わっていない基金があるときは、組織変更の日までに、組織変更計画書の定めるところに従い、基金の全額を償却しなければならない。ただし、第九十二条の二第一項の規定による株式の発行に際して、基金に係る債権が現物出資の目的として給付された場合におけるその給付された額については、この限りでない。

2 第五十五条第二項及び第五十六条の規定は、前項本文の場合には、適用しない。

(新会社の資本及び取締役等について補責任)

第九十条 (略)

2 前項の場合において、組織変更時における組織変更後の株式会社<sup>ア</sup>に現に存する純資産額が前条第一項の規定により社員に割り当てた株式の発行価額の総額に不足するときは、組織変更の決議の当時の相互会社の取締役(委員)等設置相互会社<sup>イ</sup>にあっては、組織変更を行う旨の議案を取締役に提出した執行役を含む(ウ)は、組織変更後の株式会社に対し連帯してその不足額を支払う義務を負う。

3 前項の義務は、商法第二百四十三条(定款変更の決議の方法)に定める決議がなければ、免除することができず。

2 (略)

3 組織変更後の株式会社が委員会等設置会社である場合における組織変更の日から当該日後六月を経過する日までの間の第一項の規定の適用については、同項中「取締役」とあるのは、「執行役」とする。

(基金の償却)

第八十八条 相互会社は、償却を終わっていない基金があるときは、組織変更の日までに、組織変更計画書の定めるところに従い、基金の全額を償却しなければならない。

2 第五十六条の規定は、前項の場合には、適用しない。

(新会社の資本及び取締役について補責任)

第九十条 (略)

2 前項の場合において、組織変更時における組織変更後の株式会社<sup>ア</sup>に現に存する純資産額が前条第一項の規定により社員に割り当てた株式の発行価額の総額に不足するときは、組織変更の決議の当時の相互会社の取締役は、組織変更後の株式会社に対し連帯してその不足額を支払う義務を負う。

(新設)

(組織変更における株式の発行)

第九十二条の二 相互会社は、第八十九条第一項の規定による株式の割当てを行つほか、組織変更の際して、組織変更後の株式会社の株式を発行することができる。この場合においては、組織変更計画書において、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 この項の規定により発行する株式(以下この項において「株式」といふ)の種類及び数

二 株式の発行価額及び払込期日

三・四 (略)

2 商法第七十五条(第二項第一号、第二号、第五号、第七号及び第十一号を除く。)(株式の申込み)、第七十六条(株式の割当て)、第七十七条(第一項及び第三項)(株式の払込み)、第七十八条(払込取扱機関の変更)、第八十九条(払込取扱機関の証明)、第九十条(権利株の譲渡)、第一百二十二条第一項、第二項、第四項、第七項及び第九項(数種の株式)、第一百二十二条ノ二(転換予約権付株式の発行)、第一百二十五条ノ八(強制転換条項付株式発行の手続)、第八十条ノ七(新株の払込み)、第八十条ノ九(株主となる時期)、第八十条ノ十一(引受けの無効又は取消しの制限)並びに第八十条ノ十三(取締役の引受担保責任)並びに非訟事件手続法第二百二十六条第二項(管轄裁判所)及び第三百一十二条ノ二(払込取扱機関変更の許可の申請)の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、商法第七十五条第一項(各号列記以外の部分に限る。)(及び第四項から第七項まで並びに第七十六条中「発起人」とあるのは「相互会社ノ取締役(委員会等設置相互会社」在リテハ執行役)」と、同法第七十五条第二項第八号中「第六十八条ノ二」とあるのは「保険業法第九十二条

(組織変更における株式の発行)

第九十二条の二 相互会社は、第八十九条第一項の規定による株式の割当てを行つほか、組織変更の際して、組織変更後の株式会社の株式を発行することができる。この場合においては、組織変更計画書において、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 株式の発行価額

三・四 (略)

2 商法第七十五条(第二項第一号、第二号、第五号、第七号及び第十一号を除く。)(株式の申込み)、第七十六条から第七十九条まで(株式の割当て、株式の払込み、払込取扱機関の変更、株式引受人の失権手続)、第八十九条(払込取扱機関の証明)、第九十条(権利株の譲渡)、第九十一条前段(引受けの無効又は取消しの制限)、第九十一条(発起人等の引受担保責任及び払込担保責任)、第一百二十五条第一項、第二項、第四項、第七項及び第九項(数種の株式)、第一百二十五条ノ二(転換予約権付株式の発行)並びに第二百二十二条ノ八(強制転換条項付株式発行の手続)並びに非訟事件手続法第二百二十六条第一項(管轄裁判所)及び第三百一十二条ノ二(払込取扱機関変更の許可の申請)の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、商法第七十五条第二項(各号列記以外の部分に限る。)(及び第四項から第七項まで、第七十六条、第七十七条第一項、第七十九条第一項及び第二百二十二条並びに第九十一条第四項において準用する同法第七十八号中「発起人」とあるのは「相互会社ノ取締役」と、同法第七十五条第二項第八号中「第六十八条ノ二」とあるのは「保険業法第九十二条

「第一項」と、同項第九号中「各發起人が引受テタル」とあるのは「社員二割当テタル」と、「種類、数及び引受価額」とあるのは「数及発行価額」と、同項第十二号中「取締役若八」とあるのは「取締役、執行役員若八」と、「第一百六十六条第十九項」とあるのは「第一百六十六条第十九項（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の十七第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」と、同法第七十七条第一項中「前項」とあり、同条第二項中「第二項」とあり、及び同法第七十八条中「前条第一項」とあるのは「第一百八十条ノ七」と、同法第八十九条第一項中「發起人又八取締役」とあるのは「相互会社ノ取締役若八執行役員又八組織変更後ノ株式会社ノ取締役若八執行役」と、同法第二百一十一條ノ第一項中「会社ノ設立ニ際シテ八發起人全員ノ同意ヲ以テ之ヲ定メ会社ノ成立後ニ於テ八定款ニ株主總會力之ヲ決スル旨ノ定アルトキヲ除クノ外取締役会之ヲ決ス」とあるのは「組織変更ニ際シテ八組織変更計画書ヲ以テ之ヲ定ム」と、同法第一百八十条ノ七及び第一百八十条ノ九中「新株」とあるのは「株式」と、同法第一百八十条ノ十二中「新株」とあるのは「株式」と、「新株発行」因ル変更ノ登記」とあるのは「組織変更」と、同法第一百八十条ノ十二第一項中「新株発行」因ル変更」とあるのは「組織変更後ノ株式会社ノ設立」と、「取締役」とあるのは「取締役及其ノ株式発行ノ手続又八組織変更後ノ株式会社ノ設立ノ登記ノ手続ヲ為シタル執行役」と、同法第二項中「取締役」とあるのは「取締役又八同項ニ規定スル執行役」と読み替へるものとす。

3 (略)

4 商法第七十二条（現物出資の調査等）並びに非訟事件手続法第一百二十六条第一項（管轄裁判所）、第二百一十七条から第二百一十九条まで（検査役の選任、報告等）、第二百一十九条ノ三（検査役の報酬）及び第二百一十九条ノ四（不

の「第一項」と、同項第九号中「各發起人が引受テタル」とあるのは「社員二割当テタル」と、「種類、数及び引受価額」とあるのは「数及発行価額」と、同項第十二号中「取締役若八」とあるのは「取締役、執行役員若八」と、「第一百六十六条第十九項」とあるのは「第一百六十六条第十九項（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の十七第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」と、同法第八十九条第一項中「發起人又八取締役」とあるのは「相互会社ノ取締役又八組織変更後ノ株式会社ノ取締役若八執行役」と、同法第九十一條第一項及び第二項中「發起人及会社成立当時ノ取締役」とあり、及び同法第三項中「發起人又八取締役」とあるのは「組織変更ノ決議ノ当時ノ相互会社ノ取締役及組織変更当時ノ株式会社ノ取締役」と、同法第二百一十一條ノ第一項中「会社ノ設立ニ際シテ八發起人全員ノ同意ヲ以テ之ヲ定メ会社ノ成立後ニ於テ八定款ニ株主總會力之ヲ決スル旨ノ定アルトキヲ除クノ外取締役会之ヲ決ス」とあるのは「組織変更ニ際シテ八組織変更計画書ヲ以テ之ヲ定ム」と読み替へるものとす。

3 (略)

4 商法第七十二条（現物出資の調査等）並びに非訟事件手続法第一百二十六条第一項（管轄裁判所）、第二百一十七条から第二百一十九条まで（検査役の選任、報告等）、第二百一十九条ノ三（検査役の報酬）及び第二百一十九条ノ四（不

服申立て)の規定は、組織変更計画書に第一項第四号に掲げる事項を記載した場合について準用する。この場合において、商法第七十二條第一項中「取締役八其ノ選任後遅滞ナク第百六十八條第一項」とあるのは、「相互会社ノ取締役(委員会等設置相互会社ニ在リテ八執行役)ハ保險業法第九十一條の二第一項第四号」と、同条第二項第一号中「第百六十八條第一項第五号及第六号」とあるのは、「保險業法第九十一條の二第一項第四号」と、「定款」とあるのは、「組織変更計画書」と、「組織変更計画書」と、「同項第五号及第六号」とあるのは、「回号」と、同項第三号中「第百六十八條第一項第五号又第八号」とあるのは、「回号」と、同項第二号中「第百六十八條第一項第四号」と、「定款」とあるのは、「組織変更計画書」と、「同項第五号又第八号」とあるのは、「回号」と、同項第一号中「第百六十八條第一項第五号又第八号」とあるのは、「回号」と、同項第一号中「第百六十八條第一項第五号又第八号」とあるのは、「回号」と、同項第二号中「第百六十八條第一項第五号又第八号」とあるのは、「回号」と、同項第三号中「第百六十八條第一項第五号又第八号」とあるのは、「回号」と、同項第四号中「第百六十八條第一項」とあるのは、「保險業法第九十一條の二第一項第四号」と、「各発起人」とあるのは、「組織変更ノ決議ノ当時ノ相互会社ノ取締役(委員会等設置相互会社ニ在リテ八執行役)及現物出資ヲ為ス者」と、同条第五項中「発起人」とあるのは、「現物出資ヲ為ス者」と、同項及び同条第六項中「定款」とあるのは、「定款及組織変更計画書」と、非訟事件手続法第百二十九條第二項中「発起人又八現物出資ヲ為ス者及ヒ取締役(株式会社の監督等)に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)以下商法特例法ト称ス」(第一条の二第二項)規定スル委員会等設置会社(以下委員会等設置会社ト称ス)ニ付テハ商法第百八十条ノ八第三項ノ規定ニ依ル裁判ヲ為ス場合ニ於テハ現物出資ヲ為ス者及ヒ執行役次項ニ於テ之ニ同シ」とあるのは、「現物出資ヲ為ス者並ニ組織変更ノ決議ノ当時ノ相互会社ノ取締役(保險業法第五十一條の三第二項)規定スル委員会等設置相互会社」ニ於テハ執行役次項ニ於テ之ニ同シ)及ヒ組織変更後ノ株式会社ノ

服申立て)の規定は、組織変更計画書に第一項第四号に掲げる事項を記載した場合について準用する。この場合において、商法第七十二條第一項中「取締役八其ノ選任後遅滞ナク第百六十八條第一項」とあるのは、「相互会社ノ取締役ハ保險業法第九十一條の二第一項第四号」と、同条第二項第一号中「第百六十八條第一項第五号及第六号」とあるのは、「保險業法第九十一條の二第一項第四号」と、「定款」とあるのは、「組織変更計画書」と、「組織変更計画書」と、「同項第五号及第六号」とあるのは、「回号」と、同項第三号中「第百六十八條第一項第五号又第八号」とあるのは、「回号」と、同項第二号中「第百六十八條第一項第五号又第八号」とあるのは、「回号」と、同項第一号中「第百六十八條第一項第五号又第八号」とあるのは、「回号」と、同項第一号中「第百六十八條第一項第五号又第八号」とあるのは、「回号」と、同項第二号中「第百六十八條第一項第五号又第八号」とあるのは、「回号」と、同項第三号中「第百六十八條第一項第五号又第八号」とあるのは、「回号」と、同項第四号中「第百六十八條第一項」とあるのは、「保險業法第九十一條の二第一項第四号」と、「各発起人」とあるのは、「組織変更ノ決議ノ当時ノ相互会社ノ取締役及現物出資ヲ為ス者」と、同条第五項中「発起人」とあるのは、「現物出資ヲ為ス者」と、同項及び同条第六項中「定款」とあるのは、「定款及組織変更計画書」と、非訟事件手続法第百二十九條第二項中「発起人」とあるのは、「組織変更ノ決議ノ当時ノ相互会社ノ取締役」と、「取締役(株式会社の監督等)に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)以下商法特例法ト称ス」(第一条の二第二項)規定スル委員会等設置会社(以下委員会等設置会社ト称ス)ニ付テハ商法第百八十条ノ八第三項ノ規定ニ依ル裁判ヲ為ス場合ニ於テハ現物出資ヲ為ス者及ヒ執行役次項ニ於テ之ニ同シ」とあるのは、「組織変更後ノ株式会社ノ取締役」と、同条第三項中「発起人」とあるのは、「組織変更ノ決議ノ当時ノ相互会社ノ取締役」と、「取締役」とあるのは、「組織変更後ノ株式会社ノ取締役」と読み替えるものとする。

取締役(株式会社)の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十一号)第一条の二第二項「規定スル委員会等設置会社」に於テ八執行役次項「於テ之ニ同シ」と、同条第二項中「発起人又ハ現物出資ヲ為ス者及ヒ取締役」とあるのは「現物出資ヲ為ス者並ニ組織変更ノ決議ノ当時ノ相互会社ノ取締役及ヒ組織変更後ノ株式会社ノ取締役」と読み替えるものとす。ほかに、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 商法第七十二条ノ二(第一項第三号を除く)(設立手続の調査)及び第百九十五条(発起人、取締役及び監査役の連帯責任)の規定は、組織変更後の株式会社の取締役及び監査役となるべき者について準用する。この場合において、同法第七十二条ノ二第一項中「前条」とあるのは「保険業法第九十二条の二第四項」に於テ準用スル前条」と、「定款」とあるのは「組織変更計画書」と、「前号」とあるのは「保険業法第九十二条の二ノ規定ニ依リ発行スル」と、同条第一項中「各発起人」とあるのは「相互会社ノ各取締役」と、同法第九十五条中「第七十二条ノ二又ハ第八十四条第一項及第二項」とあるのは「保険業法第九十二条の二第五項」に於テ準用スル第七十二条ノ二(第一項第三号を除く)」と、「発起人」とあるのは「相互会社ノ取締役」と読み替えるものとす。

6 (略)

(取締役の財産価格てん補責任)

第九十二条の三 組織変更計画書に前条第一項第四号に掲げる事項を記載した場合において、現物出資の目的たる財産の組織変更当時における実価が組織変更計画書に記載した価格に著しく不足するときは、現物出資に関する議案を社員総会に提出した相互会社の取締役(委員会等設置相互会社)に於ては、組織変更を行う旨の議案を取締役に提出した執行役を含む。は、議

5 商法第七十二条ノ二(設立手続の調査)及び第百九十五条(発起人、取締役及び監査役の連帯責任)の規定は、組織変更後の株式会社の取締役及び監査役となるべき者について準用する。この場合において、同法第七十二条ノ二第一項中「前条」とあるのは「保険業法第九十二条の二第四項」に於テ準用スル前条」と、「定款」とあるのは「組織変更計画書」と、同条第一項中「各発起人」とあるのは「相互会社ノ各取締役」と、同法第九十五条中「第七十二条ノ二又ハ第八十四条第一項及第二項」とあるのは「保険業法第九十二条の二第五項」に於テ準用スル第七十二条ノ二」と、「発起人」とあるのは「相互会社ノ取締役」と読み替えるものとす。

6 (略)

(取締役の財産価格てん補責任)

第九十二条の三 組織変更計画書に前条第一項第四号に掲げる事項を記載した場合において、現物出資の目的たる財産の組織変更当時における実価が組織変更計画書に記載した価格に著しく不足するときは、現物出資に関する議案を社員総会に提出した相互会社の取締役は、議案に掲げた財産の価格と実価との差額を限度として組織変更後の株式会社に対し連帯してその不足額

案に掲げた財産の価格と実価との差額を限度として組織変更後の株式会社に対し連帯してその不足額を支払う義務を負う。

2 商法第九十二条ノ第二項及び第三項（発起人等の財産価格てん補責任）並びに第二百六十六条第一項及び第二項（取締役の責任）の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同法第九十二条ノ第二項中「第六十八条第一項第五号又八第六号」とあるのは、「保険業法第九十一条の二第一項第四号」と、「発起人及取締役」とあるのは、「相互会社ノ取締役（委員会等設置相互会社ニ在リテ八組織変更ヲ為ス旨ノ議案ヲ取締役会ニ提出シタル執行役ヲ含ム）」と、「前項」とあるのは、「同法第九十二条の三第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは、「保険業法第九十二条の三第一項」と、同項において準用する同法第八十六条中「発起人」とあるのは、「相互会社ノ取締役（委員会等設置相互会社ニ在リテ八組織変更ヲ為ス旨ノ議案ヲ取締役会ニ提出シタル執行役ヲ含ム）」と読み替えるものとする。

（現物出資の目的たる財産の価格の証明等をした者の責任）

第九十二条の三の二 商法第九十二条ノ第二項及び第三項の規定は第九十二条の二第四項において準用する同法第七十二条第二項第三号の証明又は鑑定評価（以下この条において「証明等」という。）をした者について同法第九十三条第二項の規定は当該証明等をした者が虚偽の証明等をした場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九十二条ノ第二項中「第六十八条第一項第五号又八第六号」とあるのは、「保険業法第九十二条の二第一項第四号」と、「会社成立」とあるのは、「組織変更」と、「定款」とあるのは、「組織変更計画書」と、同条第三項において準用する同法第八十六条中「発起人」とあるのは、「相互会社ノ取締役（委員会等設置相互会社ニ在リテ八組織変更ヲ為ス旨ノ議案ヲ取締役会ニ提出シタル

を支払う義務を負う。

2 商法第九十二条ノ第二項及び第三項（発起人等の財産価格てん補責任）並びに第二百六十六条第一項及び第二項（取締役の責任）の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同法第九十二条ノ第二項中「第六十八条第一項第五号又八第六号」とあるのは、「保険業法第九十一条の二第一項第四号」と、「発起人及取締役」とあるのは、「相互会社ノ取締役」と、「前項」とあるのは、「同法第九十二条の三第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは、「保険業法第九十一条の三第一項」と、同項において準用する同法第八十六条中「発起人」とあるのは、「相互会社ノ取締役」と読み替えるものとする。

（現物出資の目的たる財産の価格の証明等をした者の責任）

第九十二条の三の二 商法第九十二条ノ第二項及び第三項の規定は第九十二条の二第四項において準用する同法第七十二条第二項第三号の証明又は鑑定評価（以下この条において「証明等」という。）をした者について同法第九十三条第二項の規定は当該証明等をした者が虚偽の証明等をした場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九十二条ノ第二項中「第六十八条第一項第五号又八第六号」とあるのは、「保険業法第九十二条の二第一項第四号」と、「会社成立」とあるのは、「組織変更」と、「定款」とあるのは、「組織変更計画書」と、同条第三項において準用する同法第八十六条中「発起人」とあるのは、「相互会社ノ取締役」と読み替えるものとする。

執行役員(含△)」と読み替えるものとする。

2 (略)

(社員への完全親会社の株式の割当て等)

第九十二条の六 (略)

2・3 (略)

4 第九十二条の二第一項の規定により株式を発行する相互会社が前条第一項の株式交換を行う場合には、当該株式について払込み又は現物出資の給付をした株式の引受人は、組織変更計画の定めるところにより、完全親会社が当該株式交換に際して発行する新株の割当てを受けけるものとする。この場合において、当該株式の引受人がこの項前段の規定により当該完全親会社が株式交換に際して発行する新株を割り当てられた者は、当該完全親会社の株主となる。

(株式交換に関し組織変更計画等に記載すべき事項)

第九十二条の七 第九十一条の五第一項の株式交換を行う場合においては、組織変更計画書及び株式交換契約書において、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一七 (略)

八 第九十二条の二第一項の規定により株式を発行するときは、次に掲げる事項

イ 完全親会社が株式交換に際して第九十二条の二第一項の規定により発行する株式の引受人に割り当てる新株の種類及び数

ロ 第九十二条の二第一項の規定により発行する株式の引受人に対する

イの新株の割当てに関する事項

2 (略)

(社員への完全親会社の株式の割当て)

第九十二条の六 (略)

2・3 (略)

(新設)

(株式交換に関し組織変更計画等に記載すべき事項)

第九十二条の七 (略)

一七 (略)

(新設)

ハ 口の株式の引受人に支払うべき金額を定めるときは、その規定

2 (略)

(株式移転に関し組織変更計画書に記載すべき事項等)

第九十二条の九 前条第一項の株式移転を行う場合においては、組織変更計画書において、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一六 (略)

七 第九十二条の二第一項の規定により株式を発行するときは、次に掲げる事項

イ 設立する完全親会社が株式移転に際して第九十二条の二第一項の規定により発行する株式の引受人に割り当てる新株の種類及び数量

ロ 第九十二条の二第一項の規定により発行する株式の引受人に対するイの株式の割当てに関する事項

ハ 口の株式の引受人に支払うべき金額を定めるときは、その規定

2 前条第一項の株式移転により設立する完全親会社は、これを商法第二百六十四条第一項(株式移転)の株式移転により設立する完全親会社とみなして同法第二百八十八条ノ二第一項(資本準備金)、第二百六十六条(第一項第一号ノ二を除く。)(株式移転事項を記載した書面の備置き等)、第二百六十七条(完全親会社の資本金)、第二百六十九条第一項(株式移転の登記)、第二百七十条(株式移転の効力発生時期)及び第二百七十一条第一項において準用する同法第二百六十条(株式交換事項を記載した書面の備置き等)並びに商法特例法第二条第七項(会計監査人の選任)の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、商法第二百六十六条第一項中「前条第一項ノ株主總會ノ会日ノ一週間前ヨリ」とあるのは「株式移転ノヨリ」と、同項第一号中「前条第一項ノ場合ニ於ケル議案」とあるのは

2 (略)

(株式移転に関し組織変更計画書に記載すべき事項等)

第九十二条の九 (略)

一六 (略)

(新設)

2 前条第一項の株式移転により設立する完全親会社は、これを商法第二百六十四条第一項(株式移転)の株式移転により設立する完全親会社とみなして同法第二百八十八条ノ二第一項(資本準備金)、第二百六十六条(第一項第一号ノ二を除く。)(株式移転事項を記載した書面の備置き等)、第二百六十七条(完全親会社の資本金)、第二百六十九条第一項(株式移転の登記)、第二百七十条(株式移転の効力発生時期)及び第二百七十一条第一項において準用する同法第二百六十条(株式交換事項を記載した書面の備置き等)並びに商法特例法第二条第七項(会計監査人の選任)の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、商法第二百六十六条第一項中「前条第一項ノ株主總會ノ会日ノ一週間前ヨリ」とあるのは「株式移転ノヨリ」と、同項第一号中「前条第一項ノ場合ニ於ケル議案」とあるのは

「組織変更計画」と、同項第三号中「株主」とあるのは「社員（保険業法第九十二条の二第一項ノ規定ニ依リ株式ヲ発行スル場合ニハ同項ノ株式ノ引受人ヲ含ム）」と、同項第三号中「前条第一項ノ株主總會」とあるのは「保険業法第八十六条第一項ノ社員總會（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ総代会）」と、同条第一項中「第二百五十四条第三項及第四項」とあるのは「第二百五十四条第二項」と、同法第二百六十七条中「株主」とあるのは「社員（保険業法第九十二条の二第一項ノ規定ニ依リ株式ヲ発行スル場合ニハ同項ノ株式ノ引受人ヲ含ム）」と、商法特例法第三条第七項中「商法第二百六十五條第一項の株主總會」とあるのは「保険業法第八十六条第一項の社員總會（総代会を設けているときは、総代会）」とする。

（株式会社から相互会社への組織変更の規定の準用）

第九十六条 第八十一条及び第八十四条の規定は、相互会社から株式会社への組織変更について準用する。この場合において、第八十一条第一項及び第二項中「第七十条第一項」とあるのは「第八十七条第一項」と、同項中「委員会等設置相互会社」とあるのは「委員会等設置会社」と、第八十四条第一項中「主たる事務所」とあるのは「本店（第九十一条の五第一項の株式交換により他の株式会社を完全親会社としたとき、又は第九十一条の八第一項の株式移転により完全親会社を設立したときは、当該完全親会社の本店）」と、同条第一項中「第九十条」とあるのは「から第九十条まで」と、「商法第二百八十条ノ十七第一項及び第二百八十条ノ十八第一項（新株発行の無効の訴え）の規定は第七十七条第一項の基金の募集をした場合について」とあるのは「商法第二百七条及び第二百八条の規定は第九十二条の八第一項の株式移転により設立された完全親会社について」と読み替えるものとする。

「組織変更計画」と、同項第三号中「株主」とあるのは「社員」と、同項第三号中「前条第一項ノ株主總會」とあるのは「保険業法第八十六条第一項ノ社員總會（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ総代会）」と、同条第二項中「第二百五十四条第三項及第四項」とあるのは「第二百五十四条第二項」と、同法第二百六十七条中「株主」とあるのは「社員」と、商法特例法第三条第七項中「商法第二百六十五條第一項の株主總會」とあるのは「保険業法第八十六条第一項の社員總會（総代会を設けているときは、総代会）」とする。

（株式会社から相互会社への組織変更の規定の準用）

第九十六条 第八十一条及び第八十四条の規定は、相互会社から株式会社への組織変更について準用する。この場合において、第八十一条第一項及び第二項中「第七十条第一項」とあるのは「第八十七条第一項」と、同項中「取締役」とあるのは「取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役）」と、第八十四条第一項中「主たる事務所」とあるのは「本店（第九十一条の五第一項の株式交換により他の株式会社を完全親会社としたとき、又は第九十一条の八第一項の株式移転により完全親会社を設立したときは、当該完全親会社の本店）」と、同条第一項中「第九十条」とあるのは「から第九十条まで」と、「商法第二百八十条ノ十七第一項及び第二百八十条ノ十八第一項（新株発行の無効の訴え）の規定は第七十七条第一項の基金の募集をした場合について」とあるのは「商法第二百七条及び第二百八条の規定は第九十二条の八第一項の株式移転により設立された完全親会社について」と、同項において準用する商法第二百四十九条第一項及び第四百十五條第一項中「取締

第九十八条 保険会社は、第九十七条の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

- 一 他の保険会社（外国保険業者を含む。）（その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行）（内閣府令で定めるものに限る。）

二 十一（略）

二十九（略）

（業務報告書等）

第一百十条 保険会社は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 保険会社が子会社その他の当該保険会社と内閣府令で定める特殊の関係のある会社（以下この章及び次章において「子会社等」という。）を有する場合には、当該保険会社は、事業年度ごとに、前項の報告書のほか、当該保険会社及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 前二項の報告書の記載事項、提出期日その他これらの報告書に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（保険契約の移転に係る書類の備置等）

第三二十六条の二 移転会社の取締役（委員会等設置会社等）にあつては、執行役は、前条第一項の株主総会等の会日の二週間前から次条第二項の規定に

「役」とあるのは「取締役、執行役」と読み替えるものとする。

第九十八条 保険会社は、第九十七条の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

- 一 他の保険会社（外国保険業者を含む。）（の保険業に係る業務の代理又は事務の代行）（内閣府令で定めるものに限る。）

二 十一（略）

二十九（略）

（業務報告書）

第一百十条 保険会社は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 保険会社が子会社その他の当該保険会社と内閣府令で定める特殊の関係のある会社（以下この章及び次章において「子会社等」という。）を有する場合には、当該保険会社は、事業年度ごとに、前項の業務報告書のほか、当該保険会社及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 前二項の業務報告書の記載事項、提出期日その他これらの業務報告書に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（保険契約の移転に係る書類の備置等）

第三二十六条の二 移転会社の取締役（委員会等設置会社）にあつては、執行役は、前条第一項の株主総会等の会日の二週間前から次条第二項の規定により

より同条第一項の公告に付記した期間の最終日まで、第百二十五条第一項の契約に係る契約書その他の内閣府令で定める書類を各営業所又は各事務所に備え置かなければならない。

2 (略)

(商法の準用)

第百五十一条 商法第二百八十一条から第二百八十五条まで(整理の開始、登記、破産手続等の中止及び失効、競売手続の中止並びに時効の中止)、第二百八十六条(第一項第一号を除く。)(整理実行のために裁判所による処分)、第二百八十七条から第二百九十一条まで(処分に関する登記又は登録、検査命令、検査役の報告事項、検査役の権限及び整理委員)、第二百九十四条から第四百条まで(損害賠償請求権の査定、監費命令、管理命令、整理終結の決定、整理終結等に伴う登記又は登録)、第四百一条(破産手続の開始)及び第四百二条(破産法の規定の準用)の規定は、相互会社(委員会等設置相互会社を除く。)について準用する。この場合において、同法第二百八十一条第一項中、六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ二以上ヲ有スル株主又ハ資本ノ十分ノ二以上ニ当ル債権者」とあるのは、「社員総数ノ千分ノ三以上若ハ三千名以上ノ社員ニシテ六月前ヨリ引続キ社員テアル者又ハ基金(保険業法第五十六条ノ基金償却積立金ヲ含ム)ノ総額ノ十分ノ二以上ニ当ル債権者」と、同法第二百八十六条第一項中、「前項第一号乃至第三号」とあるのは、「前項第一号、第二号」と、同法第二百八十九条第一号中、「第百九十一条第一項第一項第四項、第百九十二条ノ二、第百九十二条第一項、第百六十六条、第百七十七條、第百八十条ノ十三又八第百八十条ノ十三ノ二」とあるのは、保険業法第十二条第四項ニ於テ準用スル第百九十一条第一項第一項第四項、同法第三十条ニ於テ準用スル第百九十二条ノ二若ハ第百九十二

同条第一項の公告に付記した期間の最終日まで、第百二十五条第一項の契約に係る契約書その他の内閣府令で定める書類を各営業所又は各事務所に備え置かなければならない。

2 (略)

(商法の準用)

第百五十一条 商法第二百八十一条から第二百八十五条まで(整理の開始、登記、破産手続等の中止及び失効、競売手続の中止並びに時効の中止)、第二百八十六条(第一項第一号を除く。)(整理実行のために裁判所による処分)、第二百八十七条から第二百九十一条まで(処分に関する登記又は登録、検査命令、検査役の報告事項、検査役の権限及び整理委員)、第二百九十四条から第四百条まで(損害賠償請求権の査定、監費命令、管理命令、整理終結の決定、整理終結等に伴う登記又は登録)、第四百一条(破産手続の開始)及び第四百二条(破産法の規定の準用)の規定は、相互会社について準用する。この場合において、同法第二百八十一条第一項中、「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ二以上ヲ有スル株主又ハ資本ノ十分ノ二以上ニ当ル債権者」とあるのは、「社員総数ノ千分ノ三以上若ハ三千名以上ノ社員ニシテ六月前ヨリ引続キ社員テアル者又ハ基金(保険業法第五十六条ノ基金償却積立金ヲ含ム)ノ総額ノ十分ノ二以上ニ当ル債権者」と、同法第二百八十六条第一項中、「前項第一号乃至第三号」とあるのは、「前項第一号、第二号」と、同法第二百八十九条第一号中、「第百九十一条第一項第一項第四項、第百九十二条ノ二、第百九十二条第一項、第百六十六条、第百七十七條、第百八十条ノ十三又八第百八十条ノ十三ノ二」とあるのは、「保険業法第十二条第四項ニ於テ準用スル第百九十二条第一項第一項第四項、同法第三十条ニ於テ準用スル第百九十二条ノ二若ハ第百九十二条第一項、同法第五十一条第一項

二条第一項 同法第五十一条第二項ニ於テ準用スル第二百六十六条(第七項第二号、第十項後段、第十一項及第十九項第三号ヲ除ク)、同法第五十二条第二項ニ於テ準用スル第二百七十七条又八同法第六十条第四項ニ於テ準用スル第二百八十条ノ十三」と、同法第二百九十八条第一項中「第二百四十七条 第二百八十条ノ十五(第二百一十一条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第二百六十二条 第二百七十二条 第二百七十四条ノ十二(第二百七十四条ノ二十八第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第二百八十条 第四百十五條及第四百二十八條」とあるのは「保険業法第四十一条又八第四十九条ニ於テ準用スル第二百四十七条 同法第六十条第四項ニ於テ準用スル第二百八十条ノ十五 同法第七十二条第一項ニ於テ準用スル第四百十五條及同法第八十二条第一項ニ於テ準用スル第四百二十八條」と読み替えるものとする。

(保険契約の移転による解散の登記)

第百五十五条 第百五十一条第二項第一号に掲げる事由による解散の登記の申請書には、第六十五条において準用する商業登記法第十八条 第十九条申請書の添付書面)及び第七十九条(株式会社)の添付書面の通則)並びに第百五十八条において準用する同法第六十一条第三項(解散の登記)に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一〜四 (略)

(解散に係る書類の備置き等)

第百五十六条の二 取締役(委員会等設置相互会社にあつては、執行役)は解散の決議に係る社員総会(総代会を設けているときは、総代会)の会日の一週間前から当該決議の日(総代会において解散の決議をしたときは、次条

ニ於テ準用スル第二百六十六条 同法第五十二条第一項ニ於テ準用スル第二百七十七条又八同法第六十条第四項ニ於テ準用スル第二百八十条ノ十三」と、同法第二百九十八条第一項中「第二百四十七条 第二百八十条ノ十五(第二百一十一条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第二百六十二条 第二百七十二条 第二百七十四条ノ十二(第二百七十四条ノ二十八第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第二百八十条 第四百十五條及第四百二十八條」とあるのは「保険業法第四十一条又八第四十九条ニ於テ準用スル第二百四十七条 同法第六十条第四項ニ於テ準用スル第二百八十条ノ十五 同法第七十二条第一項ニ於テ準用スル第四百十五條及同法第八十二条第一項ニ於テ準用スル第四百二十八條」と読み替えるものとする。

(保険契約の移転による解散の登記)

第百五十五条 第百五十一条第二項第一号に掲げる事由による解散の登記の申請書には、第六十五条において準用する商業登記法第十八条 第十九条申請書の添付書面)並びに第七十九条第一項及び第四項(株式会社)の添付書面の通則)並びに第百五十八条において準用する同法第六十一条第三項(解散の登記)に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一〜四 (略)

(解散に係る書類の備置き等)

第百五十六条の二 取締役は、解散の決議に係る社員総会(総代会を設けているときは、総代会)の会日の一週間前から当該決議の日(総代会において解散の決議をしたときは、次条第一項の公告の日後一月を経過する日)まで

第一項の公告の日後一月を経過する日(まで、解散に関する議案その他の内閣府令で定める書類を各事務所に備え置かなければならない。

2 (略)

(合併に係る書類の備置等)

第百六十五条の二 合併(合併後存続する会社又は合併により設立される会社が保険会社である場合に限る。次条第一項において同じ。)をしようとする保険会社の取締役(委員会等設置会社等)にあつては、執行役)は、商法第四百八条第一項(合併契約書の承認)(第百七十二条第一項において準用する場合を含む。)(の株主総会等の会日の一週間前(合併後存続する保険会社が同法第四百十二条ノ三第一項(簡易な合併手続)の規定により同法第四百八条第一項の承認を得ないで合併を行う場合には、合併契約書の作成の日)から合併の日後六月を経過する日まで、合併契約書その他の内閣府令で定める書類を各営業所又は各事務所に備え置かなければならない。

2 (略)

(合併の決議の公告及び異議申立て)

第百六十六条 (略)

2~4 (略)

5 合併後存続する保険会社又は合併により設立される保険会社の取締役(委員会等設置会社等)にあつては、執行役)は、合併の日から六月間、第一項及び第二項において準用する第十七条第一項から第四項までに規定する手続の経過その他の合併に関する事項として内閣府令で定める事項を記載した書類を各営業所又は各事務所に備え置かなければならない。

6 (略)

解散に関する議案その他の内閣府令で定める書類を各事務所に備え置かなければならない。

2 (略)

(合併に係る書類の備置等)

第百六十五条の二 合併(合併後存続する会社又は合併により設立される会社が保険会社である場合に限る。次条第一項において同じ。)をしようとする保険会社の取締役(委員会等設置会社)にあつては、執行役)は、商法第四百八条第一項(合併契約書の承認)(第百七十二条第一項において準用する場合を含む。)(の株主総会等の会日の一週間前(合併後存続する保険会社が同法第四百十二条ノ三第一項(簡易な合併手続)の規定により同法第四百八条第一項の承認を得ないで合併を行う場合には、合併契約書の作成の日)から合併の日後六月を経過する日まで、合併契約書その他の内閣府令で定める書類を各営業所又は各事務所に備え置かなければならない。

2 (略)

(合併の決議の公告及び異議申立て)

第百六十六条 (略)

2~4 (略)

5 合併後存続する保険会社又は合併により設立される保険会社の取締役(委員会等設置会社)にあつては、執行役)は、合併の日から六月間、第一項及び第二項において準用する第十七条第一項から第四項までに規定する手続の経過その他の合併に関する事項として内閣府令で定める事項を記載した書類を各営業所又は各事務所に備え置かなければならない。

6 (略)

(合併の登記)

第七十条 第六十六条第一項の合併による変更の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条（申請書の添付書面）及び第七十九条（株式会社）の添付書面の通則（これらの規定を第六十五条において準用する場合を含む。）並びに同法第九十条（合併の登記）（第七十二条第一項において準用する場合を含む。）に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～三（略）

2 第六十六条第一項の合併による設立の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条及び第七十九条（これらの規定を第六十五条において準用する場合を含む。）並びに同法第九十一条（合併の登記）（第七十二条第一項において準用する場合を含む。）に定める書類のほか、前項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

第七十二条 第五十六条第三項（新設合併に係る定款への署名）、第二百一条（合併の効力発生）、第二百三条（合併の効果）、第四百八条第一項及び第二項（合併契約書の承認）、第四百十一条（債権者の異議）、第四百十四条第一項（合併の登記）、第四百十四条ノ三（合併後存続する会社の従前の役員（任期）、第四百十五条（合併無効の訴え）並びに第四百十六條第一項（減資に対する社債権者の異議申出方法の合併への準用）の規定は、相互会社について準用する。この場合において、同法第四百八条第一項中「株主総会」とあるのは「社員総会（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ総代会）」と、同条第三項中「第二百二条」とあるのは「保険業法第四十一条又八第四十九条ニ於テ準用スル第二百二条」と、同法第四百十四条第一項中「第八

(合併の登記)

第七十条 第六十六条第一項の合併による変更の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条（申請書の添付書面）及び第七十九条（株式会社）の添付書面の通則（これらの規定）同条第二項を除く。を第六十五条において準用する場合を含む。）並びに同法第九十条（合併の登記）（第七十二条第一項において準用する場合を含む。）に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～三（略）

2 第六十六条第一項の合併による設立の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条及び第七十九条（これらの規定）同条第三項を除く。を第六十五条において準用する場合を含む。）並びに同法第九十一条（合併の登記）（第七十二条第一項において準用する場合を含む。）に定める書類のほか、前項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

第七十二条 第五十六条第三項（新設合併に係る定款への署名）、第二百一条（合併の効力発生）、第二百三条（合併の効果）、第四百八条第一項及び第二項（合併契約書の承認）、第四百十一条（債権者の異議）、第四百十四条第一項（合併の登記）、第四百十四条ノ三（合併後存続する会社の従前の役員（任期）、第四百十五条（合併無効の訴え）並びに第四百十六條第一項（減資に対する社債権者の異議申出方法の合併への準用）の規定は、相互会社について準用する。この場合において、同法第四百八条第一項中「株主総会」とあるのは「社員総会（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ総代会）」と、同条第三項中「第二百二条」とあるのは「保険業法第四十一条又八第四十九条ニ於テ準用スル第二百二条」と、同法第四百十四条第一項中「第八

十八条」とあるのは、「保険業法第二十七条」と、同法第四百十四条ノ三中、「定時総会」とあるのは、「定時社員総会（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テ八定時総代会）」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

## 2 (略)

(商法等の準用)

第八十二条 第二十八条 第二十九条 第四十五条 第四十六条 第五十条 及び第五十一条の規定並びに第七十四条第七項の規定により読み替へて適用する商法第四百二十六条（清算人の解任）の規定、第七十八条の規定により読み替へて適用する同法第四百二十二条（債権申出期間内の弁済）の規定並びに同法第三百二十七条ノ第二項（裁判所による株主総会の招集）、第二百二十九条第六項及び第七項（代理権を証する書面の公示等）、第四百十八条から第四百二十一条まで（清算人の届出義務、会社財産調査報告義務、計算書類等の監査等及び債権者に対する催告）、第四百二十七条（清算の終了）並びに第四百二十条第一項及び第二項（清算に関する準用規定）の規定は相互会社の清算人について、第五十九条第一項において準用する商法特例法第十六条第一項の規定、第五十九条第二項並びに同法第四百十七條第一項（清算人の決定）及び第四百二十四条（除外された債権者の権利）の規定は相互会社の清算の場合について、同法第四百二十八条（設立無効の訴え）、第四百二十九条（書類の保存）及び第四百三十条第一項（清算に関する準用規定）の規定は相互会社について、それぞれ準用する。この場合において、第七十四条第七項の規定により読み替へて適用する同法第四百二十六条第一項中、「株主総会」とあるのは、「社員総会（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ総代会次条ニ於テ同シ）」と、同条第二項中、「六月前ヨリ引続キ総株主ノ

十八条」とあるのは、「保険業法第二十七条」と、同法第四百十四条ノ三中、「定時総会」とあるのは、「定時社員総会（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テ八定時総代会）」と読み替へるものとする。

## 2 (略)

(商法等の準用)

第八十二条 第二十八条 第二十九条 第四十五条 第四十六条 第五十条 及び第五十一条の規定並びに第七十四条第七項の規定により読み替へて適用する商法第四百二十六条（清算人の解任）の規定、第七十八条の規定により読み替へて適用する同法第四百二十二条（債権申出期間内の弁済）の規定並びに同法第三百二十七条ノ第二項（裁判所による株主総会の招集）、第二百二十九条第六項及び第七項（代理権を証する書面の公示等）、第四百十八条から第四百二十一条まで（清算人の届出義務、会社財産調査報告義務、計算書類等の監査等及び債権者に対する催告）、第四百二十七条（清算の終了）並びに第四百三十条第一項及び第二項（清算に関する準用規定）の規定は相互会社の清算人について、第五十九条第二項並びに同法第四百十七條第一項（清算人の決定）及び第四百二十四条（除外された債権者の権利）の規定は相互会社の清算の場合について、同法第四百二十八条（設立無効の訴え）、第四百二十九条（書類の保存）及び第四百三十条第一項（清算に関する準用規定）の規定は相互会社について、それぞれ準用する。この場合において、第七十四条第七項の規定により読み替へて適用する同法第四百二十六条第一項中、「株主総会」とあるのは、「社員総会（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ総代会次条ニ於テ同シ）」と、同条第二項中、「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上有ル株主」とあるのは、「社員総数ノ百分ノ三

議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」とあるのは、「社員総数ノ千分ノ二以上又八千名以上ノ社員」シテ六月前ヨリ引続キ社員テアル者（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ社員総数ノ千分ノ三以上若八千名以上ノ社員ニシテ六月前ヨリ引続キ社員テアル者又八九名以上ノ総代）」と、同法第百二十七条ノ二第二項中「株主總會」とあるのは、「社員總會（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ総代会第百二十九条第六項ニ於テ同シ）」と、同法第百二十九条第六項中「總會」とあるのは、「社員總會」と、同法第四百十九條第一項中「株主總會」とあるのは、「社員總會（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ総代会）」と、同法第四百二十條第一項中「定時總會」とあるのは、「定時社員總會（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ定時總會以下本条ニ於テ同シ）」と、同条第二項、第五項及び第七項中「定時總會」とあるのは、「定時社員總會」と、同条第六項中「前項ニ掲グルモノ」ニ、同条第三項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲グルモノ（子会社方有限会社ナルトキハ有限会社法第七十五條第一項ニ於テ準用スル前項ニ掲グルモノ）とあるのは、「前項ニ掲グルモノ」と、同法第四百二十七條第一項中「株主總會」とあるのは、「社員總會」と、同法第四百二十條第二項中「第百二十七條ノ二」と、「第百二十七條、第百二十七條ノ三」とあるのは、「第百二十七條ノ三」と、「第百六十五條、第百六十五條」とあるのは、「第百六十五條」と、「第百八十三條第四項第五項、第二百九十三條ノ六及第百九十三條ノ七ノ規定」とあるのは、「及第百八十三條第四項第五項ノ規定」と、同条第三項中「第百八十八條第一項第十号ノ規定ハ前項」とあるのは、「保險業法第二十七條第二項第七号ノ規定ハ同法第百八十三條第一項ニ於テ準用スル第四百二十條第二項」と、第五十九條第二項中「前項において準用する商法第百八十一條第一項の貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び附属明細書」とあるのは、「第百八十三條第一項において準用する商法第四百二十條第一項の貸借対照表及び附属明細書」と、「前

以上又八千名以上ノ社員」シテ六月前ヨリ引続キ社員テアル者（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ社員総数ノ千分ノ三以上若八千名以上ノ社員ニシテ六月前ヨリ引続キ社員テアル者又八九名以上ノ総代）」と、同法第百二十七條ノ二第二項中「株主總會」とあるのは、「社員總會（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ総代会第百二十九條第六項ニ於テ同シ）」と、同法第百二十九條第六項中「總會」とあるのは、「社員總會」と、同法第四百十九條第一項中「株主總會」とあるのは、「社員總會（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ総代会）」と、同法第四百二十條第一項中「定時總會」とあるのは、「定時社員總會（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ定時總會以下本条ニ於テ同シ）」と、同条第二項、第五項及び第七項中「定時總會」とあるのは、「定時社員總會」と、同条第六項中「前項ニ掲グルモノ」ニ、同条第三項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲グルモノ（子会社方有限会社ナルトキハ有限会社法第七十五條第一項ニ於テ準用スル前項ニ掲グルモノ）とあるのは、「前項ニ掲グルモノ」と、同法第四百二十七條第一項中「株主總會」とあるのは、「社員總會」と、同法第四百二十條第二項中「第百二十七條ノ二」と、「第百二十七條、第百二十七條ノ三」とあるのは、「第百二十七條ノ三」と、「第百六十五條、第百六十五條」とあるのは、「第百六十五條」と、「第百八十三條第四項第五項、第二百九十三條ノ六及第百九十三條ノ七ノ規定」とあるのは、「及第百八十三條第四項第五項ノ規定」と、同条第三項中「第百八十八條第一項第十号ノ規定ハ前項」とあるのは、「保險業法第二十七條第二項第七号ノ規定ハ同法第百八十三條第一項ニ於テ準用スル第四百二十條第二項」と、第五十九條第二項中「前項において準用する商法第百八十一條第一項の貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び附属明細書」とあるのは、「第百八十三條第一項において準用する商法第四百二十條第一項の貸借対照表及び附属明細書」と、「前項において準用する同法」とあるのは、「第百八十三條第一項に

項において準用する商法特例法」とあるのは「第八十二條第一項において準用する第五十九條第一項において準用する商法特例法」と、同法第四百十七條第一項中「株主總會」とあるのは「社員總會（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ総代会）」と、同法第四百二十八條第二項中「第三百二十八條」とあるのは「第三百二十八條前段」と、同法第四百三十條第一項中「第三百二十一條」とあるのは「第三百二十一條」と、「第三百二十九條第二項、第三百二十一條」とあるのは「第三百二十九條第一項、第三百二十一條」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

## 2 (略)

(相互会社の特別清算に関する商法の準用)

第八十四條 商法第四百三十一條から第四百五十二條まで（特別清算の開始、特別清算開始前の処分、登記及び効果、清算人の義務、裁判所による清算人の任免、裁判所の監督のための調査及び処分、債務の弁済、債権者集會、監査委員、清算行為に関する特則、競売による財産の換価、協定、検査命令並びに検査役の報告事項）、第四百五十四條（第一項第一号を除く。）（裁判所の処分）、第四百五十五條（破産手続の開始）及び第四百五十六條（破産法等の規定の準用）の規定は、相互会社について準用する。この場合において、同法第四百三十一條第一項中「株主ノ申立」とあるのは「社員ノ申立」と、同法第四百三十二條及び第四百三十七條中「第一号又八第六号」とあるのは「又八第六号」と、同法第四百四十五條第四項中「第一百四十五條」とあるのは「保險業法第四十一條又八第四十九條ニ於テ準用スル第二百四十五條」と、同法第四百五十二條第一項中「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決權ノ百分ノ三以上有スル株主」とあるのは「社員總數ノ千分ノ三以上若八三千名以上ノ社員ニシテ六月前ヨリ引続キ社員テアル者」と、同法第四百五十

において準用する同法第四百三十條第二項において準用する同法」と、同法第四百十七條第一項中「株主總會」とあるのは「社員總會（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ総代会）」と、同法第四百二十八條第二項中「第三百二十八條」とあるのは「第三百二十八條前段」と、同法第四百三十條第一項中「第三百二十一條」とあるのは「第三百二十一條」と、「第三百二十九條第二項、第三百三十一條」とあるのは「第三百二十九條第一項、第三百三十一條」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

## 2 (略)

(相互会社の特別清算に関する商法の準用)

第八十四條 商法第四百三十一條から第四百五十二條まで（特別清算の開始、特別清算開始前の処分、登記及び効果、清算人の義務、裁判所による清算人の任免、裁判所の監督のための調査及び処分、債務の弁済、債権者集會、監査委員、清算行為に関する特則、競売による財産の換価、協定、検査命令並びに検査役の報告事項）、第四百五十四條（第一項第一号を除く。）（裁判所の処分）、第四百五十五條（破産手続の開始）及び第四百五十六條（破産法等の規定の準用）の規定は、相互会社について準用する。この場合において、同法第四百三十一條第一項中「株主ノ申立」とあるのは「社員ノ申立」と、同法第四百三十二條及び第四百三十七條中「第一号又八第六号」とあるのは「又八第六号」と、同法第四百四十五條第四項中「第一百四十五條」とあるのは「保險業法第四十一條又八第四十九條ニ於テ準用スル第二百四十五條」と、同法第四百五十二條第一項中「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決權ノ百分ノ三以上有スル株主」とあるのは「社員總數ノ千分ノ三以上若八三千名以上ノ社員ニシテ六月前ヨリ引続キ社員テアル者」と、同法第四百五十

二条中「第九十一条第一項第一項第四項、第九十一条ノ二、第九十一条三  
条第一項、第九十一条六条、第九十一条七条、第九十一条十二、第九十  
八条ノ十三ノ二又八第四百二十条第一項」とあるのは、「保険業法第二十二  
条第四項二於テ準用スル第九十一条第一項第一項第四項、同法第三十条二  
於テ準用スル第九十一条ノ二若八第九十二条第一項、同法第五十一条第  
二項二於テ準用スル第九十一条六条(第七項第三号、第十項後段、第十一項  
及第十九項第三号ヲ除ク)、同法第五十二条第一項二於テ準用スル第九十  
七条、同法第六十条第四項二於テ準用スル第九十一条ノ十三又八同法第  
百八十二条第一項二於テ準用スル第四百二十条第一項」と読み替えるものと  
するほか、必要な技術的調整は、政令で定める。

(業務等に関する規定の準用)

第九十九条、第九十七条、第九十七条の二第一項及び第二項、第九十八条、  
第九十九条第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第一百条並びに第一百  
一の規定は外国保険会社等の支店等における業務について、第九十九条第  
三項及び第七項から第九項までの規定は外国生命保険会社等の支店等にお  
ける業務について、第一百一条から第一百五条までの規定は外国損害保険会社等  
が他の損害保険会社(外国損害保険会社等を含む。)との間で行つ共同行為  
について、第九十九条、第一百条第一項及び第二項、第一百一十一条第一項、第  
二項及び第四項、第一百一十二条、第一百四十一条から第十八条まで並びに第百二十  
条から第二百一十二条までの規定は外国保険会社等について、それぞれ準用す  
る。この場合において、第九十七条第一項中「第二條第一項」とあるのは、「第  
百八十五条第一項」と、第九十九条第六項中「相互会社」とあるのは、「外国  
相互会社」と、同条第八項中「資本金(相互会社ニ付テ八基金(保険業法第  
五十六条ノ基金償却積立金ヲ含ム)ノ総額)」とあるのは、「保険業法第九

二条中「第九十一条第一項第一項第四項、第九十一条ノ二、第九十一条三  
条第一項、第九十一条六条、第九十一条七条、第九十一条十二、第九十  
八条ノ十三ノ二又八第四百二十条第一項」とあるのは、「保険業法第二十二  
条第四項二於テ準用スル第九十一条第一項第一項第四項、同法第三十条二  
於テ準用スル第九十一条ノ二若八第九十二条第一項、同法第五十一条第  
二項二於テ準用スル第九十一条六条、同法第五十二条第一項二於テ準用スル  
第九十一条七条、同法第六十条第四項二於テ準用スル第九十一条ノ十三又  
八同法第九十一条第一項二於テ準用スル第四百二十条第一項」と読み替  
えるものとする。

(業務等に関する規定の準用)

第九十九条、第九十七条、第九十七条の二第一項及び第二項、第九十八条、  
第九十九条第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第一百条並びに第一百  
一の規定は外国保険会社等の支店等における業務について、第九十九条第  
三項及び第七項から第九項までの規定は外国生命保険会社等の支店等にお  
ける業務について、第一百一条から第一百五条までの規定は外国損害保険会社等  
が他の損害保険会社(外国損害保険会社等を含む。)との間で行つ共同行為  
について、第九十九条、第一百条第一項及び第二項、第一百一十一条第一項、第  
二項及び第四項、第一百一十二条、第一百四十一条から第十八条まで並びに第百二十  
条から第二百一十二条までの規定は外国保険会社等について、それぞれ準用す  
る。この場合において、第九十七条第一項中「第二條第一項」とあるのは、「第  
百八十五条第一項」と、第九十九条第六項中「相互会社」とあるのは、「外国  
相互会社」と、同条第八項中「資本金(相互会社ニ付テ八基金(保険業法第  
五十六条ノ基金償却積立金ヲ含ム)ノ総額)」とあるのは、「保険業法第九



と、第百十八条第一項中、「内閣府令で定める保険契約」とあるのは、「日本における保険契約のうち内閣府令で定めるもの」と、「設ける」とあるのは、「日本において設ける」と、第百二十条第一項中、「生命保険会社及び内閣府令で定める要件に該当する損害保険会社」とあるのは、「外国生命保険会社等及び内閣府令で定める要件に該当する外国損害保険会社等」と、「は、取締役会において保険計理人」とあるのは、「の日本における代表者は、当該外国保険会社等の日本における保険計理人」と、「保険料の算出方法」とあるのは、「日本において締結する保険契約に係る保険料の算出方法」と、同条第一項及び第二項中、「保険計理人」とあるのは、「外国保険会社等の日本における保険計理人」と、第百二十一条中、「保険計理人」とあるのは、「外国保険会社等の日本における保険計理人」と、「毎決算期」とあるのは、「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「取締役会」とあるのは、「外国保険会社等の日本における代表者」と、第百二十二条中、「保険計理人」とあるのは、「外国保険会社等の日本における保険計理人」と、「当該保険会社」とあるのは、「当該外国保険会社等」と読み替えるものとする。

(株主総会等の特別決議に代わる許可)

第百四十九条の三 (略)

2 (略)

3 保険管理人は、商法第二百五十七条第一項及び第百五十七条ノ三第一項(取締役の解任)(これらの規定を同法第一百八十条第一項並びに第五十一条及び第五十三条において準用する場合を含む。)(又は商法特例法第二十一条の十二第六項(執行役の解任)(第五十一条の三第二項において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、被管理会社の取締役、執行役又は監査役を解任することができる。

と、第百十八条第一項中、「内閣府令で定める保険契約」とあるのは、「日本における保険契約のうち内閣府令で定めるもの」と、「設ける」とあるのは、「日本において設ける」と、第百二十条第一項中、「生命保険会社及び内閣府令で定める要件に該当する損害保険会社」とあるのは、「外国生命保険会社等及び内閣府令で定める要件に該当する外国損害保険会社等」と、「は、取締役会において保険計理人」とあるのは、「の日本における代表者は、当該外国保険会社等の日本における保険計理人」と、「保険料の算出方法」とあるのは、「日本において締結する保険契約に係る保険料の算出方法」と、同条第一項及び第二項中、「保険計理人」とあるのは、「外国保険会社等の日本における保険計理人」と、第百二十一条中、「保険計理人」とあるのは、「外国保険会社等の日本における保険計理人」と、「毎決算期」とあるのは、「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「取締役会」とあるのは、「外国保険会社等の日本における代表者」と、第百二十二条中、「保険計理人」とあるのは、「外国保険会社等の日本における保険計理人」と、「当該保険会社」とあるのは、「当該外国保険会社等」と読み替えるものとする。

(株主総会等の特別決議に代わる許可)

第百四十九条の三 (略)

2 (略)

3 保険管理人は、商法第二百五十七条第一項及び第百五十七条ノ三第一項(取締役の解任)(これらの規定を同法第一百八十条第一項並びに第五十一条及び第五十三条において準用する場合を含む。)(又は商法特例法第二十一条の十二第六項(執行役の解任)(第五十一条の三第二項において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、被管理会社の取締役、執行役又は監査役を解任することができる。

4 前項の規定により被管理会社の取締役 執行役又は監査役を解任しようとする場合において、解任により法律又は定款に定めた取締役 執行役又は監査役の員数を欠くこととなるときは、保険管理人は、商法第 百五十四條第一項及び第 百五十七條ノ二第一項本文（取締役の選任）（これらの規定を同法第 百八十八條第一項において準用する場合を含む。）若しくは商法特別法第二十一條の十二第二項（執行役の選任）（第五十二條の三第二項において準用する場合を含む。）又は第五十一條第一項若しくは第五十二條第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、被管理会社の取締役 執行役又は監査役を選任することが出来る。

5 12 (略)

(契約条件の変更に係る書類の備置き等)

第 百五十五條の三 変更会社の取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役）は、次条第一項の公告の日から同条第二項の規定により同条第一項の公告に付記した期間の最終日まで、契約条件変更書その他の内閣府令・財務省令で定める書類を各営業所又は各事務所に備え置かなければならない。

2 (略)

(機構が保険業を行う場合のこの法律の適用関係)

第 百七十條の六 (略)

2 機構が前項の規定により保険業を行う場合におけるこの法律の適用については、次に定めるところによる。

一 第九十七條、第九十七條の二第二項及び第一項、第九十八條、第一編第五章（第百九條、第百十三條及び第百十四條を除く）、第百 一十二條から第百二十五條まで、第百二十一條、同編第七章第一節及び第二節、第百

4 前項の規定により被管理会社の取締役 執行役又は監査役を解任しようとする場合において、解任により法律又は定款に定めた取締役 執行役又は監査役の員数を欠くこととなるときは、保険管理人は、商法第 百五十四條第一項及び第 百五十七條ノ二第一項本文（取締役の選任）（これらの規定を同法第 百八十八條第一項において準用する場合を含む。）若しくは商法特別法第二十一條の十二第二項（執行役の選任）又は第五十一條第一項若しくは第五十二條第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、被管理会社の取締役 執行役又は監査役を選任することが出来る。

5 12 (略)

(契約条件の変更に係る書類の備置き等)

第 百五十五條の三 変更会社の取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役）は、次条第一項の公告の日から同条第二項の規定により同条第一項の公告に付記した期間の最終日まで、契約条件変更書その他の内閣府令・財務省令で定める書類を各営業所又は各事務所に備え置かなければならない。

2 (略)

(機構が保険業を行う場合のこの法律の適用関係)

第 百七十條の六 (略)

2 機構が前項の規定により保険業を行う場合におけるこの法律の適用については、次に定めるところによる。

一 第九十七條、第九十七條の二第二項及び第一項、第九十八條、第一編第五章（第百九條、第百十三條及び第百十四條を除く）、第百 一十二條から第百二十五條まで、第百二十一條、同編第七章第一節及び第二節、第百

七十四条並びに第二百九条の規定)「これらの規定に係る罰則を含む」の適用については、機構を保険会社とみなす。この場合において、第九十七条第一項中「第二条第一項」とあるのは、「第一百六十条第九項に規定する保険契約の引受けに係る同条第一項に規定する破綻保険会社」と、第九十八条第一項中「次に掲げる業務その他の業務」とあるのは、「第一号及び第一号に掲げる業務」と、第二百一十条第一項並びに第二百一十一条第一項及び第二項中「取締役会」とあるのは、「保険契約者保護機構の理事長」と、第二百二十六条第一項中「又は社員総会(総代会を設けているときは、総代会)」(以下この章、次章及び第十章において「株主総会等」という。)(「とあるのは、「社員総会(総代会を設けているときは、総代会)又は保険契約者保護機構の總會(第四百四十四条第二項及び第四百四十九条第一項において「株主総会等」という。)(「と、第二百二十六条の二第一項中「移転会社の取締役(委員会等設置会社)にあつては、執行役」とあるのは、「保険契約者保護機構の理事」と、「前条第一項の株主総会等の会日の二週間前から」とあるのは、「第二百七十条の六第二項第一号の規定により読み替えて適用される前条第一項の保険契約者保護機構の總會の会日から」とする。

二・三 (略)

3 (略)

(登録の申請)

第二百七十七条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号若しくは名称又は氏名及び生年月日

二 五 (略)

2 (略)

七十四条並びに第二百九条の規定)「これらの規定に係る罰則を含む」の適用については、機構を保険会社とみなす。この場合において、第九十七条第一項中「第二条第一項」とあるのは、「第一百六十条第九項に規定する保険契約の引受けに係る同条第一項に規定する破綻保険会社」と、第九十八条第一項中「次に掲げる業務その他の業務」とあるのは、「第一号及び第一号に掲げる業務」と、第二百一十条第一項並びに第二百一十一条第一項及び第二項中「取締役会」とあるのは、「保険契約者保護機構の理事長」と、第二百二十六条第一項中「又は社員総会(総代会を設けているときは、総代会)」(以下この章、次章及び第十章において「株主総会等」という。)(「とあるのは、「社員総会(総代会を設けているときは、総代会)又は保険契約者保護機構の總會(第四百四十四条第二項及び第四百四十九条第一項において「株主総会等」という。)(「と、第二百二十六条の二第一項中「移転会社の取締役(委員会等設置会社)にあつては、執行役」とあるのは、「保険契約者保護機構の理事」と、「前条第一項の株主総会等の会日の二週間前から」とあるのは、「第二百七十条の六第二項第一号の規定により読み替えて適用される前条第一項の保険契約者保護機構の總會の会日から」とする。

二・三 (略)

3 (略)

(登録の申請)

第二百七十七条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 五 (略)

2 (略)

(役員又は使用人の届出)

第二百一十條 損害保険代理店又は保険仲立人は、その役員又は使用人に保険募集を行わせようとするときは、その者の氏名及び生年月日を内閣総理大臣に届け出なければならない。届け出た事項について変更を生じたとき、又は届出に係る役員若しくは使用人が保険募集を行わないこととなったとき、若しくはこれらの者が死亡したときも、同様とする。

第二百一十一條 保険会社の保険管理人若しくは保険計理人又は相互会社の発起人、取締役、執行役、監査役、第二十七條第二項若しくは第五十一條の二第二項において準用する商法特例法第二十一條の十四第七項第一号において準用する商法第六十七條ノ二の取締役、執行役若しくは監査役の職務代行者、第五十一條第二項若しくは第五十二條第二項において準用する同法第一百五十八條第二項(第五十一條の二第二項において準用する商法特例法第二十一條の十四第七項第五号において準用する場合を含む。)の職務代行者若しくは支配人その他事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人が、自己若しくは第三者の利益を図り又は保険会社に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該保険会社に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2・3 (略)

第二百一十四條 (略)

2 相互会社の保険管理人、保険計理人、発起人、取締役、執行役、監査役、第二十七條第二項若しくは第五十一條の二第二項において準用する商法特

(役員又は使用人の届出)

第二百一十條 損害保険代理店又は保険仲立人は、その役員又は使用人に保険募集を行わせようとするときは、その者の氏名及び住所を内閣総理大臣に届け出なければならない。届け出た事項について変更を生じたとき、又は届出に係る役員若しくは使用人が保険募集を行わないこととなったとき、若しくはこれらの者が死亡したときも、同様とする。

第二百一十一條 保険会社の保険管理人若しくは保険計理人又は相互会社の発起人、取締役、監査役、第二十七條第二項において準用する商法第六十七條ノ二の職務代行者、第五十一條第二項若しくは第五十二條第二項において準用する同法第一百五十八條第二項の職務代行者若しくは支配人その他事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人が、自己若しくは第三者の利益を図り又は保険会社に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該保険会社に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2・3 (略)

第二百一十四條 (略)

2 相互会社の保険管理人、保険計理人、発起人、取締役、監査役、第二十七條第二項において準用する商法第六十七條ノ二の職務代行者、第五十一條第

例法第二十一条の第十四第七項第一号において準用する商法第六十七条ノ二の取締役、執行役若しくは監査役の職務代行者 第五十一條第一項若しくは第五十二條第一項において準用する同法第 二百五十八條第一項(第五十二條の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の第十四第七項第五号において準用する場合を含む。)の職務代行者 支配人その他事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人又は検査役は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項同一の刑に処する。

一〜三 (略)

3 相互会社が株式会社に組織変更する場合において、相互会社の保険管理  
人 取締役 執行役 監査役 第二十七條第二項若しくは第五十一條の三第  
二項において準用する商法特例法第二十一条の第十四第七項第一号において  
準用する商法第六十七條ノ二の取締役、執行役若しくは監査役の職務代行者  
又は第五十一條第二項若しくは第五十二條第一項において準用する同法第  
二百五十八條第一項(第五十二條の三第二項において準用する商法特例法第  
二十一条の第十四第七項第五号において準用する場合を含む。)の職務代行者  
が、第九十條第一項の純資産額について内閣総理大臣又は社員総会若しくは  
総代会に対して虚偽の申立てを行い、又は事実を隠へいしたときは、三年以  
下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 相互会社が株式会社に組織変更する場合において、前項に規定する者若し  
くは検査役又は株式会社の取締役、執行役若しくは監査役となるべき者が、  
株式の引受け、払込み若しくは現物出資の給付について、又は第九十二條の  
第一項第四号に掲げる事項について、内閣総理大臣若しくは裁判所又は社  
員総会若しくは総代会に対して虚偽の申立てを行い、又は事実を隠へいた  
るときも、前項と同様とする。

5 株式会社が相互会社に組織変更する場合において、株式会社の保険管理

一項若しくは第五十二條第一項において準用する同法第 二百五十八條第一  
項の職務代行者 支配人その他事業に関するある種類若しくは特定の事項の  
委任を受けた使用人又は検査役は、次の各号のいずれかに該当する場合に  
は、前項同一の刑に処する。

一〜三 (略)

3 相互会社が株式会社に組織変更する場合において、相互会社の保険管理  
人 取締役 監査役 第二十七條第二項において準用する商法第六十七條ノ  
二の職務代行者又は第五十一條第二項若しくは第五十二條第一項において  
準用する同法第 二百五十八條第二項の職務代行者が、第九十條第一項の純資  
産額について内閣総理大臣又は社員総会若しくは総代会に対して虚偽の申  
立てを行い、又は事実を隠へいしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万  
円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 相互会社が株式会社に組織変更する場合において、前項に規定する者若し  
くは検査役又は株式会社の取締役、執行役若しくは監査役となるべき者が、  
株式の総数の引受け、払込み若しくは現物出資の給付について、又は第九十  
二條の二第一項第四号に掲げる事項について、内閣総理大臣若しくは裁判所  
又は社員総会若しくは総代会に対して虚偽の申立てを行い、又は事実を隠へ  
いたるときも、前項と同様とする。

5 株式会社が相互会社に組織変更する場合において、株式会社の保険管理

人 取締役 執行役 商法第百八十八条第二項若しくは商法特例法第二十一条の十四第七項第一号において準用する商法第六十七条ノ二の取締役若しくは執行役の職務代行者 同法第 百五十八条第一項(商法特例法第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。)の職務代行者若しくは検査役又は相互会社の取締役 執行役若しくは監査役となるべき者が、基金の総額の引受け若しくは基金の拠出に係る払込みについて、保険契約者総会又は保険契約者総代会に対して虚偽の申立てを行い、又は事実を隠へいたるときも、第二項と同様とする。

第二百二十五条 (略)

2 (略)

3 相互会社が株式会社に組織変更する場合において、相互会社の保険管理人 取締役 執行役 監査役 第二十七条第二項若しくは第五十一条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の十四第七項第一号において準用する商法第六十七条ノ二の取締役 執行役若しくは監査役の職務代行者 第五十一条第一項若しくは第五十二条第二項において準用する同法第二百五十八条第一項(第五十一条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。)の職務代行者又は支配人その他営業に関する種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人が、第九十一条の二第一項の規定による株式の募集に当たり、株式申込証の用紙 目論見書 株式の募集の広告その他株式の募集に関する文書であつて重要な事項について不実の記載のあるものを使用し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について不実の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときも、第一項と同様とする。

人 取締役 執行役 商法第百八十八条第二項若しくは商法特例法第二十一条の十四第七項第一号において準用する商法第六十七条ノ二の取締役若しくは執行役の職務代行者 同法第 百五十八条第二項(商法特例法第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。)の職務代行者若しくは検査役又は相互会社の取締役若しくは監査役となるべき者が、基金の総額の引受け若しくは基金の拠出に係る払込みについて、保険契約者総会又は保険契約者総代会に対して虚偽の申立てを行い、又は事実を隠へいたるときも、第二項と同様とする。

第二百二十五条 (略)

2 (略)

3 相互会社が株式会社に組織変更する場合において、相互会社の保険管理人 取締役 監査役 第二十七条第二項において準用する商法第六十七条ノ二の職務代行者 第五十一条第一項若しくは第五十二条第二項において準用する同法第二百五十八条第二項の職務代行者又は支配人その他営業に関する種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人が、第九十一条の二第一項の規定による株式の募集に当たり、株式申込証の用紙 目論見書 株式の募集の広告その他株式の募集に関する文書であつて重要な事項について不実の記載のあるものを使用し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について不実の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときも、第一項と同様とする。

第二百二十条 次に掲げる事項に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

## 一 (略)

二 第二十六条第四項において準用する商法第百八十条第三項において準用する同法第百四十七条第一項若しくは第百五十一条の規定、第三十条において準用する同法第百九十六条において準用する第五十一条第一項において準用する同法第百六十七条第三項若しくは第四項若しくは第百六十八条ノ三第一項の規定、第四十一条若しくは第四十九条において準用する同法第百四十七条第一項若しくは第百五十一条の規定、第五十一条第二項若しくは第五十二条第二項において準用する同法第百五十七條第二項、第百六十七條第二項若しくは第四項(第五十一条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の二十五第一項において準用する場合を含む。)若しくは第百六十八条ノ三第一項の規定、第五十九条第一項において準用する同法第百九十四条ノ二第四項において準用する第五十一条第二項において準用する同法第百六十七條第三項若しくは第四項若しくは第百六十八條ノ三第一項の規定、第六十条第四項において準用する同法第百八十条ノ十五(第百十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定、第七十三條第三項(第七十六條第五項において準用する場合を含む。)(において準用する同法第百八十条第三項において準用する同法第百四十七條第一項若しくは第百五十一条の規定、第八十四条第一項(第九十六条において準用する場合を含む。))及び第八十四条第二項(第九十六条において準用する場合を含む。)(において

第二百二十条 次に掲げる事項に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

## 一 (略)

二 第二十六条第四項において準用する商法第百八十条第三項において準用する同法第百四十七条第一項若しくは第百五十一条の規定、第三十条において準用する同法第百九十六条において準用する第五十一条第一項において準用する同法第百六十七條第三項若しくは第四項若しくは第百六十八條ノ三第一項の規定、第四十一条若しくは第四十九条において準用する同法第百四十七條第一項若しくは第百五十一条の規定、第五十一条第二項若しくは第五十二条第二項において準用する同法第百五十七條第二項、第百六十七條第二項若しくは第四項若しくは第百六十八條ノ三第一項の規定、第五十九条第一項において準用する同法第百九十四条ノ二第四項において準用する第五十一条第二項において準用する同法第百六十七條第三項若しくは第四項若しくは第百六十八條ノ三第一項の規定、第六十条第四項において準用する同法第百八十条ノ十五(第百十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定、第七十三條第三項(第七十六條第五項において準用する場合を含む。)(において準用する同法第百八十条第三項において準用する同法第百四十七條第一項若しくは第百五十一条の規定、第八十四条第一項(第九十六条において準用する場合を含む。))及び第八十四条第二項(第九十六条において準用する場合を含む。)(において準用する同法第百九十四条第一項の規定、第百七

準用する同法第四百十五條第一項の規定、第五百十一條において準用する同法第二百九十四條第一項の規定、第七十二條第一項において準用する同法第四百十五條第一項及び第一項の規定、第八十二條第一項において準用する同法第四百二十八條第一項の規定、第八十二條第一項において準用する同法第四百二十條第一項において準用する同法第二百六十七條第三項若しくは第四項若しくは第二百六十八條ノ三第一項の規定若しくは第二百八十四條において準用する同法第四百五十四條第二項において準用する同法第二百九十四條第一項の規定による訴えの提起又は第五十一條第二項若しくは第五十二條の三第二項において準用する商法特例法第二十一條の二十五第二項において準用する同法第二百六十八條第一項の規定による訴訟参加

三・四 (略)

2・3 (略)

第二百三十一條 保険会社の保険管理人又は相互会社の取締役、執行役、監査役、第二十七條第三項若しくは第五十二條の三第二項において準用する商法特例法第二十一條の十四第七項第一号において準用する商法第六十七條ノ二の取締役、執行役若しくは監査役の職務代行者、第五十一條第一項若しくは第五十二條第一項において準用する同法第二百五十八條第一項(第五十二條の三第二項において準用する商法特例法第二十一條の十四第七項第五号)において準用する場合を含む。)の職務代行者若しくは支配人その他の使用人(第二項及び第四項において「保険管理人等」という。)が、株主又は社員若しくは総代の権利の行使に関し、保険会社又はその子会社(商法第二百一十一條ノ二(保険会社が相互会社であるときは、第五十一條第一項において準用する同法第二百六十條ノ四第七項))に規定する子会社をいう。第二項に

十二條第一項において準用する同法第四百十五條第一項及び第二項の規定、第八十二條第一項において準用する同法第四百二十八條第一項の規定、第八十二條第一項において準用する同法第四百二十條第一項において準用する同法第二百六十七條第二項若しくは第四項若しくは第二百六十八條ノ三第一項の規定若しくは第二百八十四條において準用する同法第四百五十四條第二項の規定による訴えの提起又は第五十一條第二項において準用する同法第二百六十八條第二項の規定による訴訟参加

三・四 (略)

2・3 (略)

第二百三十一條 保険会社の保険管理人又は相互会社の取締役、監査役、第二十七條第三項において準用する商法第六十七條ノ二の職務代行者、第五十一條第一項若しくは第五十三條第一項において準用する同法第二百五十八條第一項の職務代行者若しくは支配人その他の使用人(第三項及び第四項において「保険管理人等」という。)が、株主又は社員若しくは総代の権利の行使に関し、保険会社又はその子会社(商法第二百一十一條ノ二(保険会社が相互会社であるときは、第五十一條第二項において準用する同法第二百六十條ノ四第七項))に規定する子会社をいう。第二項において同じ。)の計算において財産上の利益を供与したときは、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

において同じ。)の計算において財産上の利益を供与したときは、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

275 (略)

第二百三十三条 保険会社の発起人、取締役、執行役、監査役、検査役、会計監事人若しくはその職務を行う社員、清算人、第四百四十四条第一項に規定する受託会社、保険管理人、商法第二百九十一条第一項(第百五十一条において準用する場合を含む。)の整理委員、同法第二百九十七条第一項(第百五十一条において準用する場合を含む。)の監査員、同法第二百九十八条第一項(第百五十一条において準用する場合を含む。)の管理人、同法第四百四十四条第一項(第百八十四条において準用する場合を含む。)の監査委員、名義書換代理人、社債管理会社、事務を承継すべき社債管理会社、社債権者集会の代表者若しくはその決議を執行する者、第二十七条第二項、同法第百八十八条第二項若しくは商法特例法第二十一条の十四第七項第一号(第五十条の三第二項において準用する場合を含む。)において準用する商法第六十七條ノ二の職務代行者、同法第四百三十二条第一項(第百八十二条第一項において準用する場合を含む。)において準用する同法第二百三十二条第二項(第五十一条第二項、第五十二条第一項並びに同法第二百八十条第一項及び第四百三十二条第一項(第百八十二条第一項において準用する場合を含む。))並びに商法特例法第二十一条の十四第七項第五号(第五十一条の三第二項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の職務代行者若しくは支配人、外国保険会社等の日本における代表者、清算人、第二百一十一条において準用する第百四十四条第一項に規定する受託会社、保険管理人若しくは支配人、免許特定法人及び引受社員を日本において代表する者、外

275 (略)

第二百三十三条 保険会社の発起人、取締役、執行役、監査役、検査役、会計監事人若しくはその職務を行う社員、清算人、第四百四十四条第一項に規定する受託会社、保険管理人、商法第二百九十一条第一項(第百五十一条において準用する場合を含む。)の整理委員、同法第二百九十七条第一項(第百五十一条において準用する場合を含む。)の監査員、同法第二百九十八条第一項(第百五十一条において準用する場合を含む。)の管理人、同法第四百四十四条第一項(第百八十四条において準用する場合を含む。)の監査委員、名義書換代理人、社債管理会社、事務を承継すべき社債管理会社、社債権者集会の代表者若しくはその決議を執行する者、第二十七条第二項、同法第百八十八条第二項若しくは商法特例法第二十一条の十四第七項第一号において準用する商法第六十七條ノ二の職務代行者、同法第四百三十二条第一項(第百八十二条第一項において準用する場合を含む。)において準用する同法第二百三十二条第二項(第五十一条第二項、第五十二条第一項及び第四百三十二条第一項(第百八十二条第一項において準用する場合を含む。))並びに商法特例法第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。)の職務代行者若しくは支配人、外国保険会社等の日本における代表者、清算人、第二百一十一条において準用する第百四十四条第一項に規定する受託会社、保険管理人若しくは支配人、免許特定法人及び引受社員を日本において代表する者、外国保険会社等と第百九十条第二項の契約を締結した者若しくは免許特定法人と第二百三十二条第三項の契約

国保険会社等と第九十條第二項の契約を締結した者若しくは免許特定法人と第二百二十二條第二項の契約を締結した者、機構の役員、保険議決権大量保有者（保険議決権大量保有者が保険議決権大量保有者でなくなつた場合における当該保険議決権大量保有者であつた者を含み、保険議決権大量保有者が法人（第一條の二第一項第一号に掲げる法人でない団体を含む。第五十四号を除き、以下この項において同じ。）であるときは、その取締役、執行役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、保険主要株主（保険主要株主が保険主要株主でなくなつた場合における当該保険主要株主であつた者を含み、保険主要株主が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、特定主要株主（特定主要株主が保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつた場合における当該特定主要株主であつた者を含み、特定主要株主が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、保険持株会社（保険持株会社が保険持株会社でなくなつた場合における当該保険持株会社であつた会社を含む。）の取締役、執行役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人若しくは清算人又は特定持株会社（特定持株会社が保険会社を子会社とする持株会社でなくなつた場合における当該特定持株会社であつた会社を含む。）の取締役、執行役、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一・一〇二（略）

二 第九條、第二十二條第二項若しくは第二十五條第一項の規定、第五十二條の三第二項において準用する商法特例法第二十一條の三十二第一項の規定、第六十條第一項の規定、第六十一條第二項において準用する商法第

を締結した者、機構の役員、保険議決権大量保有者（保険議決権大量保有者が保険議決権大量保有者でなくなつた場合における当該保険議決権大量保有者であつた者を含み、保険議決権大量保有者が法人（第一條の二第一項第一号に掲げる法人でない団体を含む。第五十四号を除き、以下この項において同じ。）であるときは、その取締役、執行役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、保険主要株主（保険主要株主が保険主要株主でなくなつた場合における当該保険主要株主であつた者を含み、保険主要株主が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、特定主要株主（特定主要株主が保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつた場合における当該特定主要株主であつた者を含み、特定主要株主が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、保険持株会社（保険持株会社が保険持株会社でなくなつた場合における当該保険持株会社であつた会社を含む。）の取締役、執行役、監査役、支配人若しくは清算人又は特定持株会社（特定持株会社が保険会社を子会社とする持株会社でなくなつた場合における当該特定持株会社であつた会社を含む。）の取締役、執行役、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一・一〇二（略）

二 第九條、第二十二條第二項、第二十五條第一項若しくは第六十條第一項の規定、第六十一條第二項において準用する商法第二百一十一條第一項の規定、第七十七條第一項の規定又は第九十二條の二第一項において準用する

二百一条第一項の規定、第七十七条第二項の規定又は第九十一条の第二項において準用する同法第七十五条第二項の規定に違反して、株式申込証の用紙、新株引受権証書、基金拠出申込証、入社申込証、新株予約権申込証、社債申込証若しくは新株予約権付社債申込証の用紙（これらの書類の作成に代えて作成すべき電磁的記録を含む。）を作成せず、又はこれらに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは不実の記載若しくは記録をしたとき。

三 この法律又はこの法律において準用する商法若しくは商法特例法に定める登記を怠ったとき。

四六（略）

六の二 第五十一条第二項において準用する商法第二百六十四条第一項（第五十一条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。）若しくは第二百六十六条第八項第八項若しくは第二十二項の規定、第五十二条第一項において準用する商法第二百六十六条第八項の規定、第五十一条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の第二十一項の規定又は第九十一条の四の規定による開示を怠ったとき。

七 この法律又はこの法律において準用する商法若しくは商法特例法の規定に違反して、第二十一条第一項において準用する商法第三十二条第一項の会計帳簿若しくは貸借対照表、定款、創立総会、社員総会、総代会、取締役会、重要財産委員会、第五十一条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会、監査役会、保険契約者総会、保険契約者総代会、社債権者集会若しくは債権者集会の議事録、社員の名簿、第四十一条において準用する商法特例法第二十一条の二第一項若しくは第四十八条第一項に規定する書類若しくは商法特例法第二十一条の二

同法第七十五条第二項の規定に違反して、株式申込証の用紙、新株引受権証書、基金拠出申込証、入社申込証、新株予約権申込証、社債申込証若しくは新株予約権付社債申込証の用紙（これらの書類の作成に代えて作成すべき電磁的記録を含む。）を作成せず、又はこれらに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは不実の記載若しくは記録をしたとき。

三 この法律又はこの法律において準用する商法に定める登記を怠ったとき。

四六（略）

六の二 第五十一条第二項において準用する商法第二百六十四条第一項若しくは第二百六十六条第八項、第八項若しくは第二十二項の規定、第五十二条第一項において準用する同法第二百六十六条第八項の規定又は第九十二条の四の規定による開示を怠ったとき。

七 この法律又はこの法律において準用する商法若しくは商法特例法の規定に違反して、第二十一条第一項において準用する商法第三十二条第一項の会計帳簿若しくは貸借対照表、定款、創立総会、社員総会、総代会、取締役会、監査役会、保険契約者総会、重要財産委員会、第五十一条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会、監査役会、保険契約者総会、保険契約者総代会、社債権者集会若しくは債権者集会の議事録、社員の名簿、第四十一条において準用する商法特例法第二十一条の二第一項若しくは第四十八条第一項に規定する書類若しくは商法特例法第二十一条の二第一項若しくは第四十八条第一項の電磁的方法が行われる場合に当該方法により作成される電磁的記録、第

第二項若しくは第四十八条第二項の電磁的方法が行われる場合に当該方法により作成される電磁的記録 第五十一条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の二十六第一項に掲げるもの若しくは第二十一条の三十二第一項の連結計算書類 第五十九条第一項において準用する商法第二百八十一条第一項に掲げるもの若しくは商法特例法第十九条の二第一項の連結計算書類 監査報告書 社債原簿若しくはその複本（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。） 第八十二条第一項において準用する同法第四百十九条第一項若しくは第四百二十条第一項に掲げるもの、第八十二条第一項において準用する同法第四百二十七条第一項の決算報告書又は第八十四条において準用する同法第四百四十二条に掲げるものに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は不実の記載若しくは記録をしたとき。

八十八（略）

十一 第二十六条第四項若しくは第七十二条第三項（第七十六条第五項において準用する場合を含む。）において準用する商法第八十条第三項において準用する同法第二百二十七条ノ三の規定、第四十一条若しくは第四十九条において準用する同法第二百二十七条ノ三（第五十一条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の十四第七項第三号において準用する場合を含む。）の規定又は第八十二条第一項において準用する商法第四百二十条第一項において準用する同法第二百二十七条ノ三の規定に違反して、正当な理由がないのに、創立総会、社員総会、総代会、保険契約者総会又は保険契約者総代会において、社員となる者、社員、総代又は保険契約者の求めた事項について説明をしなとき。

十二十四（略）

五十九条第一項において準用する商法第二百八十一条第一項に掲げるもの、監査報告書 社債原簿若しくはその複本（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。） 第八十二条第一項において準用する同法第四百十九条第一項若しくは第四百二十条第一項に掲げるもの、第八十二条第一項において準用する同法第四百二十七条第一項の決算報告書又は第八十四条において準用する同法第四百四十二条に掲げるものに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は不実の記載若しくは記録をしたとき。

八十八（略）

十一 第二十六条第四項若しくは第七十二条第三項（第七十六条第五項において準用する場合を含む。）において準用する商法第八十条第三項において準用する同法第二百二十七条ノ三の規定、第四十一条若しくは第四十九条において準用する同法第二百二十七条ノ三の規定又は第八十二条第一項において準用する同法第四百二十条第一項において準用する同法第二百二十七条ノ三の規定に違反して、正当な理由がないのに、創立総会、社員総会、総代会、保険契約者総会又は保険契約者総代会において、社員となる者、社員、総代又は保険契約者の求めた事項について説明をしなとき。

十二十四（略）

十五 第四十一条において準用する商法特例法第二十一条の二若しくは第二十一条の三第二項の規定、第四十八条の規定又は第五十一条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の三第二項若しくは第五十条第一項において準用する商法特例法第十五条において準用する同項において準用する商法第二百八十二条第二項若しくは第三項の規定に違反して、社員総会又は総代会の招集の通知に際し、書類若しくは書面を交付せず、又は電磁的方法により情報を提供しなかつたとき。

十五の二 第五十一条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の三第二項の規定に違反して、取締役又は執行役に対する金銭の分配をしなかつたとき。

十五の三 第五十九条第一項において準用する商法特例法第十六条第三項（第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の三第二項において準用する場合を含む。）の決議若しくは取締役会の委任に基づく当該決議に代わる執行役の決定又は第百八十二条第一項において準用する商法第四百二十条第一項において準用する同法第二百八十二条第五項の決議があつた場合において、これらの項に規定する措置を執らなかつたとき。

十六 この法律において準用する商法若しくは商法特例法の規定又は定款に定めた取締役、重責財産委員会及び第五十一条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、社外取締役、執行役又は監査役の員数を欠くこととなつた場合において、その選任手続をすることを怠つたとき。

十七 第五十一条第二項において準用する商法第二百六十四条第二項の規定、第五十一条第三項において準用する同法第二百六十五条第二項において準用する同法第二百六十四条第一項の規定、第五十一条の三第二項にお

十五 第四十一条において準用する商法特例法第二十一条の二若しくは第二十一条の三第二項の規定、第四十八条の規定又は第五十九条第一項において準用する商法特例法第十五条において準用する同項において準用する商法第二百八十二条第二項若しくは第三項の規定に違反して、社員総会又は総代会の招集の通知に際し、書類若しくは書面を交付せず、又は電磁的方法により情報を提供しなかつたとき。

（新設）

十五の二 第五十九条第一項において準用する商法特例法第十六条第三項又は第百八十二条第一項において準用する商法第四百二十条第二項において準用する同法第二百八十二条第五項の決議があつた場合において、これらの項に規定する措置を執らなかつたとき。

十六 この法律において準用する商法若しくは商法特例法の規定又は定款に定めた取締役又は監査役の員数を欠くこととなつた場合において、その選任手続をすることを怠つたとき。

十七 第五十一条第二項において準用する商法第二百六十四条第二項の規定、第五十一条第三項において準用する同法第二百六十五条第二項において準用する同法第二百六十四条第一項の規定又は第百八十二条第一項に

いて準用する商法特例法第二十一条の第十四第七項第五号において準用する第五十一条第一項において準用する商法第二百六十四条第二項若しくは第二百六十五条第三項の規定又は第八十三條第一項において準用する同法第四百二十条第二項において準用する同法第二百六十五條第二項において準用する同法第二百六十四條第二項の規定に違反してこれらの規定に規定する事実を取締役会又は清算人会に報告せず、又は不実の報告をしたとき。

十八〇五十八（略）

2（略）

第二百二十四条 保険金信託業務を行う生命保険会社の取締役 執行役 清算人 第四百四十四条第一項に規定する受託会社 保険管理人 商法第二百九十一条第一項（第二百五十一条において準用する場合を含む。）の整理委員 同法第二百九十七条第一項（第二百五十一条において準用する場合を含む。）の監督員 同法第二百九十八条第一項（第二百五十一条において準用する場合を含む。）の管理人 同法第四百四十四条第一項（第八十四条において準用する場合を含む。）の監査委員 第二十七条第三項 同法第八十八条第二項若しくは商法特例法第二十一条の第十四第七項第一号（第五十二条の三第二項において準用する場合を含む。）において準用する商法第六十七条ノ二の職務代行者 同法第四百二十条第一項（第八十三條第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第一百二十二条第二項において準用する同法第六十七条ノ二の職務代行者 同法第一百五十八條第二項（第五十一条第二項、第五十二條第一項並びに同法第一百八十条第一項及び第四百三十二条第二項（第八十三條第一項において準用する場合を含む。）並びに商法特例法第二十一条の第十四第七項第五号）（第五十二條の三第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の職務代行者若しくは支

において準用する同法第四百二十条第二項において準用する同法第二百六十五條第二項において準用する同法第二百六十四條第二項の規定に違反してこれらの規定に規定する事実を取締役会又は清算人会に報告せず、又は不実の報告をしたとき。

十八〇五十八（略）

2（略）

第二百二十四条 保険金信託業務を行う生命保険会社の取締役 執行役 清算人 第四百四十四条第一項に規定する受託会社 保険管理人 商法第二百九十一条第一項（第二百五十一条において準用する場合を含む。）の整理委員 同法第二百九十七条第一項（第二百五十一条において準用する場合を含む。）の監督員 同法第二百九十八条第一項（第二百五十一条において準用する場合を含む。）の管理人 同法第四百四十四条第一項（第八十四条において準用する場合を含む。）の監査委員 第二十七条第三項 同法第八十八条第二項若しくは商法特例法第二十一条の第十四第七項第一号において準用する同法第六十七条ノ二の職務代行者 同法第四百二十条第一項（第八十三條第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第一百二十二条第三項において準用する同法第六十七条ノ二の職務代行者 同法第一百五十八條第二項（第五十一条第二項、第五十二條第一項並びに同法第一百八十条第一項及び第四百三十二条第二項（第八十三條第一項において準用する場合を含む。）並びに商法特例法第二十一条の第十四第七項第五号）（第五十二條の三第二項において準用する場合を含む。）の職務代行者若しくは支配人又は保険金信託業務を行う外国生命保険会社等の日本における代表者 清算人 第二百一十一条において準用

配人又は保険金信託業務を行う外国生命保険会社等の日本における代表者  
清算人、第二百一十一条において準用する第百四十四条第一項に規定する受託  
会社、保険管理人若しくは支配人は、次の各号のいずれかに該当する場合に  
は、百万円以下の過料に処する。

一七八（略）

附則

（政府の補助）

第一条の二十三 政府は、生命保険契約者保護機構（第百六十五条の三十  
七第一項に規定する生命保険契約者保護機構をいう。以下この条及び次条に  
おいて同じ。）がその会員（平成十五年三月三十一日までに第百四十一条  
第一項に規定する管理を命ずる処分を受けたものその他政令で定めるもの  
に限る。次条第一項において「特定会員」という。）に係る資金援助その他の  
の業務に要した費用を第百六十五条の三十三第一項の規定により当該生  
命保険契約者保護機構の会員が納付する負担金のみで賄つたならば、当  
該生命保険契約者保護機構の会員の財務の状況を著しく悪化させることに  
より保険業に対する信頼性の維持が困難となり、ひいては国民生活又は金融  
市場に不測の混乱を生じさせるおそれがあると認める場合（当該費用の合計  
額が政令で定める額を超えた場合に限る。）には、予算で定める金額の範囲  
内において、当該生命保険契約者保護機構に対し、当該費用（政令で定める  
業務）（次項及び次条において「特定業務」という。）に要したものに限り、（  
の全部又は一部に相当する金額を補助する）ことができる。

2 | 政府は、生命保険契約者保護機構がその会員（平成十五年四月一日から平

する第百四十四条第一項に規定する受託会社、保険管理人若しくは支配人  
は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。

一七八（略）

附則

（政府の補助）

第一条の二十三 政府は、生命保険契約者保護機構（第百六十五条の三十  
七第一項に規定する生命保険契約者保護機構をいう。以下この条及び次条に  
おいて同じ。）がその会員（平成十五年三月三十一日までに第百四十一条  
第一項に規定する管理を命ずる処分を受けたものその他政令で定めるもの  
に限る。次条において「特定会員」という。）に係る資金援助その他の業務  
に要した費用を第百六十五条の三十三第一項の規定により当該生命保険  
契約者保護機構の会員が納付する負担金のみで賄つたならば、当該生命  
保険契約者保護機構の会員の財務の状況を著しく悪化させることにより保  
険業に対する信頼性の維持が困難となり、ひいては国民生活又は金融市場に  
不測の混乱を生じさせるおそれがあると認める場合（当該費用の合計額が政  
令で定める額を超えた場合に限る。）には、予算で定める金額の範囲にお  
いて、当該生命保険契約者保護機構に対し、当該費用（政令で定める業務）（次  
条において「特定業務」という。）に要したものに限り、（の全部又は一部に  
相当する金額を補助する）ことができる。

（新設）

成十八年三月三十一日までに第二百四十一条第一項に規定する管理を命ずる処分を受けたものその他政令で定めるものに限る。次条第一項において「特別会員」といづ。）に係る資金援助その他の業務に要した費用を第二百六十五条の三十三第一項の規定により当該生命保険契約者保護機構の会員が納付する負担金のみで賄つたならば、当該生命保険契約者保護機構の会員の財務の状況を著しく悪化させることにより保険業に対する信頼性の維持が困難となり、ひいては国民生活又は金融市場に不測の混乱を生じさせるおそれがあると認める場合ロ）当該費用の合計額が政令で定める額を超えた場合に限る。イ）は、予算で定める金額の範囲内において、当該生命保険契約者保護機構に対し、当該費用（特定業務に要したものに限り。）の全部又は一部に相当する金額を補助するよう及びする。

(国庫への納付)

第一条の二十四 生命保険契約者保護機構は、毎事業年度、特定会員に係る特定業務により生じた利益金として政令で定めるところにより計算した金額があるときは、当該金額を、前条第一項の規定により既に政府の補助を受けた金額の合計額からこの項の規定により既に国庫に納付した金額を控除した金額までを限り、国庫に納付しなければならない。

2 生命保険契約者保護機構は、毎事業年度、特別会員に係る特定業務により生じた利益金として政令で定めるところにより計算した金額があるときは、当該金額を、前条第二項の規定により既に政府の補助を受けた金額の合計額からこの項の規定により既に国庫に納付した金額を控除した金額までを限り、国庫に納付しなければならない。

3 前二項の規定による納付金に関し、納付の手續その他必要な事項は、政令で定める。

(国庫への納付)

第一条の二十四 生命保険契約者保護機構は、毎事業年度、特定会員に係る特定業務により生じた利益金として政令で定めるところにより計算した金額があるときは、当該金額を、前条の規定により既に政府の補助を受けた金額の合計額からこの条の規定により既に国庫に納付した金額を控除した金額までを限り、国庫に納付しなければならない。

(新設)

2 前項の規定による納付金に関し、納付の手續その他必要な事項は、政令で定める。

改正案	現行
<p>（会社更生法の規定を準用する場合の読替え等）</p> <p>第一百七十条 この章（第一百七十一条第二項、第二百七十六条、第二百九十七条第三項、第二百五十五条第二項、第二百七条第一項、第二百八条第二項、第二百十条第一項、第二百十一条第一項、第二百十二条第一項及び第二百二十五条第二項を除く。）の規定において会社更生法の規定を準用する場合には、特別の定めがある場合を除き、同法の規定中「この法律」とあるのは「更生特例法第三章」と、「株式会社」とあるのは「相互会社（更生特例法第一条第六項に規定する相互会社をいう。）」と、「株主」とあり、及び「株主等」とあるのは「社員」と、「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「営業所」とあるのは「事務所」と、「営業」とあるのは「事業」と読み替えるものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>（更生事件の管轄）</p> <p>第一百七十二条 会社更生法第五条（第二項第一号、第二号及び第五号を除く。）及び第六条の規定は、相互会社の更生事件の管轄について準用する。この場合において、同法第五条第一項中「所在地（外国に主たる営業所がある場合にあつては、日本における主</p>	<p>（会社更生法の規定を準用する場合の読替え等）</p> <p>第一百七十条 この章（第一百七十一条第二項、第二百七十六条、第二百九十七条第三項、第二百五十五条第二項、第二百七条第一項、第二百八条第二項、第二百十条第一項、第二百十一条第一項、第二百十二条第一項及び第二百二十五条第二項を除く。）の規定において会社更生法の規定を準用する場合には、特別の定めがある場合を除き、同法の規定中「この法律」とあるのは「更生特例法第三章」と、「株式会社」とあるのは「相互会社（更生特例法第一条第六項に規定する相互会社をいう。）」と、「株主」とあり、及び「株主等」とあるのは「社員」と、「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「営業所」とあるのは「事務所」と、「営業」とあるのは「事業」と、「取締役、執行役」とあるのは「取締役」と読み替えるものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>（更生事件の管轄）</p> <p>第一百七十二条 会社更生法第五条（第二項第一号及び第二号から第五号までを除く。）及び第六条の規定は、相互会社の更生事件の管轄について準用する。この場合において、同法第五条第一項中「所在地（外国に主たる営業所がある場合にあつては、日本にお</p>

たる営業所の所在地」とあるのは「所在地」と、同条第二項第一号中「株式会社が商法第二百一条ノ二第一項に規定する親会社に該当する場合における同項に規定する子会社（同条第三項の規定により子会社とみなされるものを含む。）である株式会社」とあるのは「相互会社（更生特例法第一条第六項に規定する相互会社をいう。）が保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第十一項に規定する子会社である株式会社を有する場合において、当該株式会社」と、同項第四号中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一条の二第四項」と、「商法特例法第十九条の二又は第二十一条の三二」とあるのは「保険業法第五十一条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の三二又は保険業法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十九条の二」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会（総代会を設けていないときは、定時総代会）」と読み替えるものとする。

（管財人に関する規定等の保全管理人等への準用）

第百八十九条 第二百十九条第一項から第四項までの規定並びに会社更生法第五十四条、第五十七条、第五十九条、第六十七条第一項、第六十八条、第六十九条、第七十二条、第七十四条第一項、第七十六条から第八十条まで並びに第八十二条第一項及び第二

ける主たる営業所の所在地」とあるのは「所在地」と、同条第二項第一号中「株式会社が商法第二百一条ノ二第一項に規定する親会社に該当する場合における同項に規定する子会社（同条第三項の規定により子会社とみなされるものを含む。）である株式会社」とあるのは「相互会社（更生特例法第一条第六項に規定する相互会社をいう。）が保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第十一項に規定する子会社である株式会社を有する場合において、当該株式会社」と読み替えるものとする。

（管財人に関する規定等の保全管理人等への準用）

第百八十九条 第二百十九条第一項から第四項までの規定並びに会社更生法第五十四条、第五十七条、第五十九条、第六十七条第一項、第六十八条、第六十九条、第七十二条、第七十四条第一項、第七十六条から第八十条まで並びに第八十二条第一項及び第二

項の規定は相互会社の更生手続における保全管理人について、第二百十九条第一項から第四項までの規定は相互会社の更生手続における保全管理人代理について、それぞれ準用する。この場合において、同法第五十九条中「第四十二条第一項の規定による公告」とあるのは「更生特例法第百八十七条第二項において準用する第三十一条第一項の規定による公告」と、同法第七十七条第二項中「商法第二百十一条ノ二第一項に規定する子会社及び同条第三項の規定により子会社とみなされるもの」とあるのは「保険業法第二十一条第十二項に規定する子会社」と、「更生会社が商法特例法第一条の第二第一項に規定する大会社である場合における同条第四項」とあるのは「同法第五十九条第一項において準用する商法特例法第一条の二第四項」と読み替えるものとする。

## 2・3 (略)

4 会社更生法第六十五条の規定は、相互会社の更生手続において保全管理人が選任されている期間中に取締役又は執行役が自己又は第三者のために開始前会社の事業の部に属する取引をする場合について準用する。この場合において、同条第一項中「商法第二百六十四条第一項（商法特例法第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。）」とあるのは「保険業法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十四条第一項（保険業法第五十一条の三第二項において準用する商法特例法第二十条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。）」と、「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第二百十一条において準用する第七十二条第四項前段」と読み替えるものとする。

項の規定は相互会社の更生手続における保全管理人について、第二百十九条第一項から第四項までの規定は相互会社の更生手続における保全管理人代理について、それぞれ準用する。この場合において、同法第五十九条中「第四十二条第一項の規定による公告」とあるのは「更生特例法第百八十七条第二項において準用する第三十一条第一項の規定による公告」と、同法第七十七条第二項中「(商法第二百十一条ノ二第一項に規定する子会社及び同条第三項の規定により子会社とみなされるものをいう。）」又は連結子会社（更生会社が商法特例法第一条の二第一項に規定する大会社である場合における同条第四項に規定する連結子会社をいう。）」とあるのは「(保険業法第二十一条第十二項に規定する子会社をいう。）」と、同条第三項中「子会社又は連結子会社」とあるのは「子会社」と読み替えるものとする。

## 2・3 (略)

4 会社更生法第六十五条の規定は、相互会社の更生手続において保全管理人が選任されている期間中に取締役が自己又は第三者のために開始前会社の事業の部に属する取引をする場合について準用する。この場合において、同条第一項中「商法第二百六十四条第一項（商法特例法第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。）」とあるのは「保険業法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十四条第一項」と、「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第二百十一条において準用する第七十二条第四項前段」と、同条第一項から第四項までの規定中「取締役又は執行役」とあり、及び同項中「取締役若しくは執行役」とあるのは「取締役」と読み替えるものとする。

。 (管財人に関する規定の監督委員への準用)

第九十二條 第一百十九條第一項から第四項までの規定並びに  
会社更生法第六十七條第一項、第六十八條、第六十九條第一項、  
第七十七條及び第八十條の規定は、相互会社の更生手続における  
監督委員について準用する。この場合において、同法第七十七條  
第二項中「商法第二百十一條ノ第一項に規定する子会社及び同  
條第二項の規定により子会社とみなされるもの」とあるのは、「保  
險業法第十二條第二項に規定する子会社」と、「更生会社が商法  
特例法第一條の第一項に規定する大会社である場合における  
同條第四項」とあるのは、「同法第五十九條第一項において準用す  
る商法特例法第一條の第二項」と読み替えるものとする。

(取締役等の競争禁止義務)

第二百八條 会社更生法第六十五條の規定は、相互会社についての  
更生手続開始後その終了までの間において更生会社の取締役又は  
執行役が自己又は第三者のために更生会社の事業の部類に属  
する取引をする場合について準用する。この場合において、同條  
第一項中「商法第二百六十四條第一項(商法特例法第二十一條の  
第十四項第五号)において準用する場合を含む。」「とあるのは  
「保險業法第五十一條第二項において準用する商法第二百六十  
四條第一項(保險業法第五十一條の三第二項において準用する商  
法特例法第二十一條の第十四項第五号)において準用する場合

(管財人に関する規定の監督委員への準用)

第九十二條 第一百十九條第一項から第四項までの規定並びに  
会社更生法第六十七條第一項、第六十八條、第六十九條第一項、  
第七十七條及び第八十條の規定は、相互会社の更生手続における  
監督委員について準用する。この場合において、同法第七十七條  
第二項中「商法第二百十一條ノ第一項に規定する子会社及び  
同條第二項の規定により子会社とみなされるものをいう。」「又は  
連結子会社(更生会社が商法特例法第一條の第二項に規定する  
大会社である場合における同條第四項に規定する連結子会社を  
いう。)」とあるのは、「保險業法第一條第十一項に規定する子会  
社をいう。」「と、同條第二項中「子会社又は連結子会社」とある  
のは「子会社」と読み替えるものとする。

(取締役の競争禁止義務)

第二百八條 会社更生法第六十五條の規定は、相互会社についての  
更生手続開始後その終了までの間において更生会社の取締役が  
自己又は第三者のために更生会社の事業の部類に属する取引を  
する場合について準用する。この場合において、同條第一項中「商  
法第二百六十四條第一項(商法特例法第二十一條の第十四項第  
五号)において準用する場合を含む。」「とあるのは「保險業法第五  
十一條第二項において準用する商法第二百六十四條第一項」と、  
「第七十二條第四項前段」とあるのは「更生特例法第三十一條  
において準用する第七十二條第四項前段」と、同條第一項から第

を含む。）」と、「第七十一条第四項前段」とあるのは「更生特例法第二百一十一条において準用する第七十一条第四項前段」と読み替えるものとする。

(取締役等の報酬)

第二百九条 会社更生法第六十六条の規定は、相互会社の更生手続における更生会社の取締役、執行役及び監査役について準用する。この場合において、同条第一項中「第七十一条第四項前段」とあるのは「更生特例法第二百一十一条において準用する第七十一条第四項前段」と、同条第二項中「商法第二百六十九条及び第一百七十九条並びに商法特例法第二十一条の八第三項」とあるのは「保険業法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十九条、保険業法第五十一条の二第二項において準用する商法特例法第二十一条の八第三項及び保険業法第五十二条第二項において準用する商法第二百七十九条」と読み替えるものとする。

(更生会社及び子会社に対する調査等)

第二百十五条 会社更生法第七十七条の規定は、相互会社の更生手続における管財人の権限について準用する。この場合において、同条第二項中「商法第二百一十一条ノ第一項に規定する子会社及び同条第三項の規定により子会社とみなされるもの」とあるのは「保険業法第二十一条第十一項に規定する子会社」と、「更生会社が商法特例法第一条の二第一項に規定する大会社である場合における同条第四項」とあるのは「同法第五十九条第一項において準用する商法特例法第一条の二第四項」と読み替えるものとする。

四項までの規定中「取締役又は執行役」とあり、及び同項中「取締役若しくは執行役」とあるのは「取締役」と読み替えるものとする。

(取締役等の報酬)

第二百九条 会社更生法第六十六条の規定は、相互会社の更生手続における更生会社の取締役及び監査役について準用する。この場合において、同条第一項中「第七十一条第四項前段」とあるのは「更生特例法第二百一十一条において準用する第七十一条第四項前段」と、同条第二項中「商法第二百六十九条及び第一百七十九条並びに商法特例法第二十一条の八第三項」とあるのは「保険業法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十九条及び保険業法第五十二条第二項において準用する商法第二百七十九条」と読み替えるものとする。

(更生会社及び子会社に対する調査等)

第二百十五条 会社更生法第七十七条の規定は、相互会社の更生手続における管財人の権限について準用する。この場合において、同条第二項中「(商法第二百一十一条ノ第一項に規定する子会社及び同条第三項の規定により子会社とみなされるものをいう。)(又は連結子会社)(更生会社が商法特例法第一条の二第一項に規定する大会社である場合における同条第四項に規定する連結子会社をいう。）」とあるのは「(保険業法第一条第十一項に規定する子会社をいう。）」と、同条第二項中「子会社又は連結子会社」と

あるのは「子会社」と読み替えるものとする。

(管財人に関する規定の調査委員への準用)

第二百二十九条 第二百十九条第一項から第四項までの規定並びに会社更生法第六十七条第一項、第六十八条、第六十九条第一項本文、第七十七条及び第八十条の規定は、相互会社の更生手続における調査委員について準用する。この場合において、同法第七十七条第二項中「商法第二百一十一条ノ二第一項に規定する子会社及び同条第三項の規定により子会社とみなされるもの」とあるのは「保険業法第二条第十一項に規定する子会社」と、更生会社が商法特例法第一条の二第一項に規定する大会社である場合における同条第四項」とあるのは「同法第五十九条第一項において準用する商法特例法第一条の二第四項」と読み替えるものとする。

(退職手当の請求権の届出の特例)

第二百四十九条 会社更生法第四百十条第一項及び第二項の規定は、相互会社の更生手続における更生会社の取締役、代表取締役、執行役、代表執行役、監査役又は使用人の退職手当の請求権について準用する。この場合において、同項中「第百二十八条第一項」とあるのは、「更生特例法第二百四十八条において準用する第百三十八条第一項」と読み替えるものとする。

(更生計画において定める事項)

第二百五十九条 更生計画においては、次に掲げる事項に関する条

(管財人に関する規定の調査委員への準用)

第二百二十九条 第二百十九条第一項から第四項までの規定並びに会社更生法第六十七条第一項、第六十八条、第六十九条第一項本文、第七十七条及び第八十条の規定は、相互会社の更生手続における調査委員について準用する。この場合において、同法第七十七条第二項中「(商法第二百一十一条ノ二第一項に規定する子会社及び同条第三項の規定により子会社とみなされるものをいう。)(又は連結子会社(更生会社が商法特例法第一条の二第一項に規定する大会社である場合における同条第四項に規定する連結子会社をいう。))」とあるのは「(保険業法第二条第十一項に規定する子会社をいう。)(と、同条第二項中「子会社又は連結子会社」とあるのは「子会社」と読み替えるものとする。

(退職手当の請求権の届出の特例)

第二百四十九条 会社更生法第四百十条第一項及び第二項の規定は、相互会社の更生手続における更生会社の取締役、代表取締役、監査役又は使用人の退職手当の請求権について準用する。この場合において、同項中「第百二十八条第一項」とあるのは、「更生特例法第二百四十八条において準用する第百三十八条第一項」と読み替えるものとする。

(更生計画において定める事項)

第二百五十九条 更生計画においては、次に掲げる事項に関する条

項を定めなければならない。

- 一 (略)
  - 二 更生会社の取締役、執行役及び監査役
  - 三 (略)
  - 四 七 (略)
- 2 (略)

(更生会社の取締役等)

第二百六十一条 更生会社の取締役、執行役及び監査役に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 取締役及び監査役(保険業法第五十一条の三第一項に規定する委員会等設置相互会社)以下「委員会等設置相互会社」という。( )にあつては、執行役)の氏名及び任期

二 代表取締役(委員会等設置相互会社)にあつては、保険業法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役及び代表執行役)の氏名及び任期

三 前号の場合において、数人の代表取締役(委員会等設置相互会社)にあつては、数人の代表執行役)に共同して更生会社を代表させるときは、その旨

2・3 (略)

(新相互会社の設立)

第二百七十五条 相互会社の設立に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。ただし、合併により相互会社

項を定めなければならない。

- 一 (略)
  - 二 更生会社の取締役及び監査役
  - 三 (略)
  - 四 七 (略)
- 2 (略)

(更生会社の取締役等)

第二百六十一条 更生会社の取締役及び監査役に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 取締役及び監査役の氏名及び任期

二 代表取締役の氏名及び任期

三 前号の場合において、数人の代表取締役に共同して更生会社を代表させるときは、その旨

2・3 (略)

(新相互会社の設立)

第二百七十五条 相互会社の設立に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。ただし、合併により相互会社

を設立する場合は、この限りでない。

一～五 (略)

六 新相互会社の取締役、代表取締役及び監査役(委員会等設置相互会社にあつては、取締役、保険業法第五十一条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、執行役及び代表執行役)の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

七 (略)

2 (略)

(更生債権等の免責等)

第二百九十五条 更生計画認可の決定があつたときは、次に掲げる権利を除き、更生会社は、すべての更生債権等につきその責任を免かれ、社員の権利及び更生会社の財産を目的とする担保権はすべて消滅する。

一 (略)

二 更生手続開始後に更生会社の取締役等(取締役、代表取締役、執行役、代表執行役又は監査役をいう。)又は使用人であつた者で、更生計画認可の決定後も引き続きこれらの職に在職しているものの退職手当の請求権

三・四 (略)

2 (略)

(更生会社の取締役等に関する特例)

第二百九十九条 第二百六十一条第一項第一号の規定により更生

を設立する場合は、この限りでない。

一～五 (略)

六 新相互会社の取締役、代表取締役及び監査役の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

七 (略)

七 (略)

七 (略)

2 (略)

(更生債権等の免責等)

第二百九十五条 更生計画認可の決定があつたときは、次に掲げる権利を除き、更生会社は、すべての更生債権等につきその責任を免かれ、社員の権利及び更生会社の財産を目的とする担保権はすべて消滅する。

一 (略)

二 更生手続開始後に更生会社の取締役等(取締役、代表取締役、又は監査役をいう。)又は使用人であつた者で、更生計画認可の決定後も引き続きこれらの職に在職しているものの退職手当の請求権

三・四 (略)

2 (略)

(更生会社の取締役等に関する特例)

第二百九十九条 第二百六十一条第一項第一号の規定により更生

計画において取締役又は監査役(委員会等設置相互会社にあつては、執行役。以下この条において同じ。)の氏名を定めるときは、これらの者は、更生計画認可の決定の時に取締役又は監査役となる。同項第二号の規定により更生計画において代表取締役(委員会等設置相互会社にあつては、保険業法第五十一条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役及び代表執行役。以下この条において同じ。)の氏名を定めるときにおけるその者が代表取締役となる時期についても、同様とする。

2 (略)

3 前項の場合においては、保険業法第五十一条第一項及び第五十二条第一項、同法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十一条第一項並びに保険業法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の八第五項、第二十一条の十二第一項及び第二十一条の十五第一項の規定は、適用しない。

4～6 (略)

(組織変更に関する特例)

第二百六条 (略)

2～4 (略)

5 会社更生法第二百十一条の規定は、第一項に規定する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「第七十二条第一項第一号」とあるのは、「更生特例法第二百七十一条第一項において準用する第七十二条第一項第一号」と、同項及び同条第四項中「更生計画認可の決定の」とあるのは、「組織変更の効力が

計画において取締役又は監査役の氏名を定めるときは、これらの者は、更生計画認可の決定の時に取締役又は監査役となる。同項第二号の規定により更生計画において代表取締役の氏名を定めるときにおけるその者が代表取締役となる時期についても、同様とする。

2 (略)

3 前項の場合においては、保険業法第五十一条第一項及び第五十二条第一項並びに同法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十一条第一項の規定は、適用しない。

4～6 (略)

(組織変更に関する特例)

第二百六条 (略)

2～4 (略)

5 会社更生法第二百十一条の規定は、第一項に規定する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「第七十二条第一項第一号」とあるのは、「更生特例法第二百七十一条第一項において準用する第七十二条第一項第一号」と、同項及び同条第四項中「更生計画認可の決定の」とあるのは、「組織変更の効力が

生じた」と、同条第二項中「第七十三條第一項」とあるのは、「更生特例法第七十一條第一項において準用する第七十三條第二項」と、同条第三項中「第二百五十四條第一項及び第二百五十七條ノ第一項本文（これらの規定を同法第二百八十條において準用する場合を含む。）並びに第二百六十一條第一項」とあるのは、「第二百六十一條第一項」と、同条第四項中「監査役は」とあるのは「監査役（保険業法第五十二條の三第一項に規定する委員会等設置相互会社にあつては、執行役）は」と、同条第五項中「代表取締役」とあるのは「代表取締役（保険業法第五十二條の三第一項に規定する委員会等設置相互会社にあつては、同条第一項において準用する商法特例法第二十一條の八第四項に規定する委員会を組織する取締役及び代表執行役。次項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（組織変更における株式の発行に関する特例）

第二百一十一條 第二百七十一條第一項第六号の規定により更生計画において更生会社が組織変更の際して組織変更後の株式会社株式を発行することを定めた場合においては、保険業法第九十二條の二第二項において準用する商法第二百一十二條ノ第二項後段及び第二百八十條ノ十二、保険業法第九十二條の二第四項において準用する商法第七十二條、保険業法第九十二條の二第五項において準用する商法第七十二條ノ二及び第九十五條並びに保険業法第九十二條の三の規定は、適用しない。

2  
(略)

生じた」と、同条第二項中「第七十三條第一項」とあるのは、「更生特例法第七十一條第一項において準用する第七十三條第二項」と、同条第三項中「第二百五十四條第一項及び第二百五十七條ノ第一項本文（これらの規定を同法第二百八十條において準用する場合を含む。）並びに第二百六十一條第一項」とあるのは「第二百六十一條第一項」と読み替えるものとする。

（組織変更における株式の発行に関する特例）

第二百一十一條 第二百七十一條第一項第六号の規定により更生計画において更生会社が組織変更の際して組織変更後の株式会社株式を発行することを定めた場合においては、保険業法第九十二條の二第二項において準用する商法第九十二條及び第二百一十二條ノ第二項後段、保険業法第九十二條の二第四項において準用する商法第七十二條、保険業法第九十二條の二第五項において準用する商法第七十二條ノ二及び第九十五條並びに保険業法第九十二條の三の規定は、適用しない。

2  
(略)

(新相互会社又は新株式会社の設立に関する特例)

第二百十五条 (略)

2~5 (略)

6 第二百九十九条第一項、第二項及び第六項の規定は第一項に規定する場合において新相互会社を設立するときにおける取締役、監査役及び代表取締役(委員会等設置相互会社にあつては、取締役、保険業法第五十一条の二第二項において準用する商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、執行役及び代表執行役)の選任又は選定について、第二百三条第一項から第三項までの規定は更生債権者等又は又は社員に対して基金の拠出についての引受権を与える場合について、第二百四条の規定は新相互会社の社債の発行について、それぞれ準用する。この場合において、第二百九十九条第一項中「第二百六十一条第一項第一号」とあるのは「第二百七十五条第一項第六号」と、「更生計画認可の決定の」とあるのは「新相互会社が成立した」と、「同項第二号」とあるのは「同号」と、同条第二項中「第二百六十一条第二項」とあるのは「第二百七十五条第一項第六号」と、「同項」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

7~9 (略)

(新法人に異動した者の退職手当の取扱い)

第二百十六条 更生手続開始後に更生会社の第二百九十五条第一項第二号に規定する取締役等又は使用人であつた者で、更生計画の定めにより更生会社の組織が変更された際又は新相互会社若しくは新株式会社が設立された際に更生会社を退職し、かつ、引

(新相互会社又は新株式会社の設立に関する特例)

第二百十五条 (略)

2~5 (略)

6 第二百九十九条第一項、第二項及び第六項の規定は第一項に規定する場合において新相互会社を設立するときにおける取締役、監査役及び代表取締役の選任又は選定について、第二百三条第一項から第三項までの規定は更生債権者等又は又は社員に対して基金の拠出についての引受権を与える場合について、第二百四条の規定は新相互会社の社債の発行について、それぞれ準用する。この場合において、第二百九十九条第一項中「第二百六十一条第一項第一号」とあるのは「第二百七十五条第一項第六号」と、「更生計画認可の決定の」とあるのは「新相互会社が成立した」と、「同項第二号」とあるのは「同号」と、同条第二項中「第二百六十一条第二項」とあるのは「第二百七十五条第一項第六号」と、「同項」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

7~9 (略)

(新法人に異動した者の退職手当の取扱い)

第二百十六条 更生手続開始後に更生会社の第二百九十五条第一項第二号に規定する取締役等又は使用人であつた者で、更生計画の定めにより更生会社の組織が変更された際又は新相互会社若しくは新株式会社が設立された際に更生会社を退職し、かつ、引

き続き新相互会社の同号に規定する取締役等若しくは使用人又は組織変更後の株式会社若しくは新株式会社の同号に規定する取締役等若しくは使用人となつたものは、更生会社から退職手当の支給を受けることができない。

2 (略)

(組織変更)

第二百六十四条 更生会社がその組織を変更して相互会社になる場合における組織変更に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一～四 (略)

五 組織が変更された後の相互会社の取締役、執行役及び監査役に関する事項

2 第二百六十一条の規定は更生計画の定めにより更生会社がその組織を変更した後の相互会社（以下この節において「組織変更後の相互会社」という。）の取締役、執行役及び監査役に関する条項について、第二百六十二条の規定は組織変更後の相互会社の基金の募集に関する条項について、第二百六十四条の規定は組織変更後の相互会社の社債の発行に関する条項について、それぞれ準用する。この場合において、第二百六十二条第一号及び第二百六十四条第三号中「第二百九十六条において準用する会社更生法」とあるのは「会社更生法」と、第二百六十二条第二号及び第三号並びに第二百六十四条第三号及び第四号中「社員」とあるのは「株主等」と読み替えるものとする。

き続き新相互会社の同号に規定する取締役等若しくは使用人又は組織変更後の株式会社若しくは新株式会社の取締役、代表取締役、執行役、代表執行役、監査役若しくは使用人となつたものは、更生会社から退職手当の支給を受けることができない。

2 (略)

(組織変更)

第二百六十四条 更生会社がその組織を変更して相互会社になる場合における組織変更に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一～四 (略)

五 組織が変更された後の相互会社の取締役及び監査役に関する事項

2 第二百六十一条の規定は更生計画の定めにより更生会社がその組織を変更した後の相互会社（以下この節において「組織変更後の相互会社」という。）の取締役及び監査役に関する条項について、第二百六十二条の規定は組織変更後の相互会社の基金の募集に関する条項について、第二百六十四条の規定は組織変更後の相互会社の社債の発行に関する条項について、それぞれ準用する。この場合において、第二百六十二条第一号及び第二百六十四条第三号中「第二百九十六条において準用する会社更生法」とあるのは「会社更生法」と、第二百六十二条第一号及び第二号並びに第二百六十四条第三号及び第四号中「社員」とあるのは「株主等」と読み替えるものとする。

(組織変更に関する特例)

第二百六十八条 (略)

2~4 (略)

5 会社更生法第七十七条第一項の規定は、組織変更後の相互会社に対する管財人及び調査委員の報告徴収及び検査について準用する。

(新相互会社の設立に関する特例)

第二百七十一条 (略)

2~4 (略)

5 第二百九十九条第一項、第二項及び第六項の規定は第一項に規定する場合における取締役、監査役及び代表取締役(委員会等設置相互会社にあつては、取締役、保険業法第五十一条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、執行役及び代表執行役)の選任又は選定について、第二百二条第一項から第三項までの規定は更生債権者等又は株主等に対して基金の拠出についての引受権を与える場合について、会社更生法第一百七十七条の規定は新相互会社の社債の発行について、それぞれ準用する。この場合において、第二百九十九条第一項中「第二百六十一条第一項第一号」とあるのは「第二百六十五条第一項中「第二百六十一条第一項第一号」とあるのは「第二百六十五条において準用する第二百七十五条第一項第六号」と、「更生計画認可の決定の」とあるのは「同項に規定する新相互会社が成立した」と、「同項第二号」とあるのは「同号」と、同条第二項中「第二百六十一条第一項」とあるのは「第二百

(組織変更に関する特例)

第二百六十八条 (略)

2~4 (略)

5 会社更生法第七十七条第一項の規定は、組織変更後の相互会社に対する管財人及び調査委員の報告徴収及び検査について準用する。この場合において、同項中「取締役、執行役」とあるのは、「取締役」と読み替えるものとする。

(新相互会社の設立に関する特例)

第二百七十一条 (略)

2~4 (略)

5 第二百九十九条第一項、第二項及び第六項の規定は第一項に規定する場合における取締役、監査役及び代表取締役の選任又は選定について、第二百二条第一項から第三項までの規定は更生債権者等又は株主等に対して基金の拠出についての引受権を与える場合について、会社更生法第一百七十七条の規定は新相互会社の社債の発行について、それぞれ準用する。この場合において、第二百九十九条第一項中「第二百六十一条第一項第一号」とあるのは「第二百六十五条において準用する第二百七十五条第一項第六号」と、「更生計画認可の決定の」とあるのは「同項に規定する新相互会社が成立した」と、「同項第二号」とあるのは「同号」と、同条第二項中「第二百六十一条第一項」とあるのは「第二百六十五条において準用する第二百七十五条第一項第六号」と、「同項」とあるのは「同号」と、「第二百二条第一項中「無記名式」とあるのは「新株予約権証券若しくは無記名式の」と、「第

六十五条において準用する第二百七十五条第一項第六号」と、「同項」とあるのは「同号」と、第二百二条第一項中「無記名式の」とあるのは「新株予約権証券若しくは無記名式の」と、「第一百七十七条において準用する同法第四章」とあるのは「第四章」と、同項第一号中「社員」とあるのは「株主等」と、同法第二百七条第一項中「第一百七十七条第一項第四号」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二百六十五条において準用する同法第二百七十五条第一項第七号」と、同条第四項中「商法」とあるのは「保険業法第六十一条第二項において準用する商法」と読み替えるものとする。

6 (略)

7 会社更生法第七十七条第一項の規定は、新相互会社に対する管財人の報告徴収及び検査について準用する。

(新法人に異動した者の退職手当の取扱い)

第三百七十二条 更生手続開始後に更生会社の取締役、代表取締役、執行役、代表執行役、監査役又は使用人であった者で、更生計画の定めにより更生会社の組織が変更された際又は前条第一項に規定する新相互会社が設立された際に更生会社を退職し、かつ、引き続き組織変更後の相互会社又は当該新相互会社の取締役、代表取締役、執行役、代表執行役、監査役又は使用人となつたものは、更生会社から退職手当の支給を受けることができない。

第一百七十七条において準用する同法第四章」とあるのは「第四章」と、同項第一号中「社員」とあるのは「株主等」と、同法第二百七条第一項中「第一百七十七条第一項第四号」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二百六十五条において準用する同法第二百七十五条第一項第七号」と、同条第四項中「商法」とあるのは「保険業法第六十一条第二項において準用する商法」と読み替えるものとする。

6 (略)

7 会社更生法第七十七条第一項の規定は、新相互会社に対する管財人の報告徴収及び検査について準用する。この場合において、同項中「取締役、執行役」とあるのは、「取締役」と読み替えるものとする。

(新法人に異動した者の退職手当の取扱い)

第三百七十二条 更生手続開始後に更生会社の取締役、代表取締役、執行役、代表執行役、監査役又は使用人であった者で、更生計画の定めにより更生会社の組織が変更された際又は前条第一項に規定する新相互会社が設立された際に更生会社を退職し、かつ、引き続き組織変更後の相互会社又は当該新相互会社の取締役、代表取締役、監査役又は使用人となつたものは、更生会社から退職手当の支給を受けることができない。

2 (略)

(詐欺更生罪)

第五百二十九条 (略)

2 相互会社の取締役、執行役員若しくはこれらに準ずる者又は支配人が、第六十九條第一項に規定する更生手続の開始の前後を問わず、自己若しくは他人の利益を図り、又は債権者、相互会社の財産につき特別の先取特権、質権、抵当権若しくは商法の規定による留置権を有する者(第一号において「相互会社に係る担保権者」という。)(若しくは社員を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をし、相互会社について第九十六條において準用する会社更生法第四十一條第一項に規定する更生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

(第三者の詐欺更生罪)

第五百四十条 (略)

2 前条第二項に規定する行為をした者(相互会社の取締役、執行役員若しくはこれらに準ずる者又は支配人を除く。)(又は自己若しくは他人の利益を図る目的で第六十九條第十三項に規定する更生債権者等若しくは社員として虚偽の権利を行使した者は、相互会社について第九十六條において準用する会社更生法第四十一條第一項に規定する更生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(詐欺更生罪)

第五百二十九条 (略)

2 相互会社の取締役若しくはこれに準ずる者又は支配人が、第六十九條第一項に規定する更生手続の開始の前後を問わず、自己若しくは他人の利益を図り、又は債権者、相互会社の財産につき特別の先取特権、質権、抵当権若しくは商法の規定による留置権を有する者(第一号において「相互会社に係る担保権者」という。)(若しくは社員を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をし、相互会社について第九十六條において準用する会社更生法第四十一條第一項に規定する更生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

(第三者の詐欺更生罪)

第五百四十条 (略)

2 前条第二項に規定する行為をした者(相互会社の取締役若しくはこれに準ずる者又は支配人を除く。)(又は自己若しくは他人の利益を図る目的で第六十九條第十三項に規定する更生債権者等若しくは社員として虚偽の権利を行使した者は、相互会社について第九十六條において準用する会社更生法第四十一條第一項に規定する更生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第五百四十四条 (略)

2 第二百六十四条第二項に規定する組織変更後の相互会社又は第二百七十一条第一項に規定する新相互会社の取締役、執行役、監査役又は支配人その他の使用人が第三百六十八条第五項又は第二百七十一条第七項において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、前項と同様とする。

第五百四十七条

2 相互会社の子会社（保険業法第一条第十二項に規定する子会社をいう。）又は連結子会社（同法第五十九条第一項において準用する商法特例法第一条の二第四項に規定する連結子会社をいう。）の取締役、執行役、監査役、清算人又は支配人その他の使用人が第八十九条第一項、第九十二条、第二百十五条又は第二百二十九条において準用する会社更生法第七十七条第二項の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、百万円以下の過料に処する。

第五百四十四条 (略)

2 第二百六十四条第二項に規定する組織変更後の相互会社又は第二百七十一条第一項に規定する新相互会社の取締役、監査役又は支配人その他の使用人が第三百六十八条第五項又は第二百七十一条第七項において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、前項と同様とする。

第五百四十七条

2 相互会社の子会社（保険業法第一条第十二項に規定する子会社をいう。）の取締役、執行役、監査役、清算人又は支配人その他の使用人が第八十九条第一項、第九十二条、第二百十五条又は第二百二十九条において準用する会社更生法第七十七条第二項の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、百万円以下の過料に処する。